第4次津野町障害者計画 第7期津野町障害福祉計画 第3期津野町障害児福祉計画



令和6年3月 津野町

目 次

第1章	計	画の概要																						
	1	 計画策定σ	趣	旨		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2	障害福祉に	関	する	る制	度	•	施	策	の:	変	遷	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	3	計画の位置	で	け・		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	4	計画の期間	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
								_																
第2章	障	がい者を			多く	. 瑪	制	ド																
	I	人口の推移	5 •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	2	障がいのあ	うる。	人の	り現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	3	アンケート	調	査の	り概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 4
	4	第3次障害	[者	計画	画σ)評	価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 2
第3章	空	54次津野	, mt i	陪	宇 -	女主	+.	面																
分 J 早		4 八/半月基本理念・		字:	百′	日 E	i L	<u> </u>																2 7
	2	施策体系 図												•		•	•		•	•	•			2 8
	3	施策の展開					•			•		•		•	•	•	•		•	•	•		•	2 9
	3	基本目標Ⅰ	-	7. /	しな	·"	±	÷	レ	+.	1-	华	+>	±	· +	· ~	,	L)	•	•	•	·	•	2 9
		本 中日保 I			ば;												`	٠,						2 9
		基本目標 2		•	- 地 別を		-										· ¬	11	· _	•	•	·	•	2 9
		本 中日保 2			川と																			3 6
		基本目標3			_																			3 9
		基本目標 4			ーク																			5 1
		全个口标。			, 6 育環								•	•			<i>'</i> ,							4 7
		基本目標 5			ョベ みや								۲١	ま	ち	づ	<	ij			•			5 0
第4章	第	7期津野	町阿	章言	手福	副祖	計	†Ē	画															
	1	基本的な考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 6
	2	障害福祉サ	⊦— I	ビノ	スと	地	域	生	活	支	援	事	業	に	つ	(\	て	•	•	•	•	•	•	5 8
	3	成果目標	第	6 其	阴実	淫績	۲	第	7	期	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 9
	4	活動指標	第	6 其	明実	淫績	۲	第	7	期	見	込	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7 I
	5	地域生活支	援	事美	業の	第	6	期	実	績	と	第	7	期	見	込	み	•	•	•	•	•	•	8 I
烘厂去	KE	· ○ #n\+mマ	m 17:3	立 己	b 15	3 4=	<u> </u>	1 2	.1 -	Ŧ														
第5章		3期津野					首任	Lā	Τι	쁴														~ -
	1	基本的な考		-			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9 5
	2	障害児福祉									•	· 1≖	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9 5
	3	成果目標	•	•		•		•							•	•	•	•	•	•	•	•	•	9 6
	4	活動指標	第	2其	朋実	績	۲	弟	3	骐	見.	込	4	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	98

第6章	計	画の推進
	1	計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 0 2
参考資料	件	
		津野町障害者福祉計画等策定員会設置要綱・・・・・・ 103
	2	津野町障害者福祉計画等策定委員及び事務局名簿・・・・ 1 0 5
	3	計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・ 106
	4	「第7期高知県障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」
		圏域ごとのサービス基盤整備計画 高幡圏域(抜粋)・・107

第 | 章 計画の概要

Ⅰ 計画策定の趣旨

津野町では、平成29年3月に「津野町第3次障害者計画」(以降、「障害者基本計画」という。)を策定、「ともに生き、誰にとっても暮らしやすいまち 津野町の実現」を目指す姿として掲げ、令和3年3月に「第6期津野町障害福祉計画」及び「第2期津野町障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も、誰にとっても住み慣れた地域で暮らし続ける地域共生社会の構築と障害福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

障害者基本計画の策定以降、国では、平成 30 年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が一部改正され、雇用義務の対象の拡大、合理的配慮の提供の義務化、差別の禁止を定め、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」の改正では、障がい者の望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用促進、また障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応の拡充を図ることとされました。同年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が施行、令和5年3月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を閣議決定、障がい者の社会参画の環境を整えています。

本町では障がいのある方を取り巻く状況の変化に対し、障害者手帳所持者、障害者 手帳を所持しない障害福祉サービス利用者、自立支援医療(精神通院医療)受給者を 対象にアンケート調査の実施、地域課題の把握に努めてまいりました。障がい者や家 族の高齢化等に伴う福祉サービスのニーズの多様化・複雑化への対応、障がい者の社 会参画の推進、実効性のある防災対策等新しいニーズを考慮した施策が求められてい ます。これらの状況を踏まえ、「津野町第4次障害者計画」、「第7期津野町障害福祉計 画」及び「第3期津野町障害児福祉計画」を策定します。

^{◇「}障害」の「害」の「ひらがな表記」について

この計画書においては、「障害」という言葉が「人」を表す場合は、原則として「障がい」と表記します。(国の基本方針と県計画の抜粋を除く。)ひらがな表記の適用を除外するものとして、法令の題名や用語を用いる場合や医学用語等の専門用語として用いる場合とします。具体的には、「障がいのある人」(人)、「障害者基本法」(法令)、「身体障害者手帳」(法令)となります。

2 障害福祉に関する制度・施策の変遷

「障害者自立支援法」制定 平成 18年4月施行

- ・身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
- 利用者負担額の定率化
- ・支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入など

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」閣議決定 平成 22 年 6 月

・障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

「障害者基本法」一部改正

平成 23 年 8 月施行

・差別の禁止、教育・選挙におけ る配慮等を規定

「児童福祉法」一部改正

平成24年4月施行

・障がい児を対象とした施設・事業について、児童福祉法に根拠 規定が一本化

「障害者自立支援法」一部改正

平成 22 年 | 2 月施行 平成 23 年 | 0 月施行 平成 24 年 4 月施行

- ・利用者負担額にかかる定率負担から応能負担原則への見直し
- ・障害福祉サービスにかかる 支給決定プロセスの見直し
- ・障がい児支援の強化
- ・相談支援の充実

「障害者虐待防止法」制定

平成 24 年 10 月施行

- ・障がい者虐待の防止等
- ・虐待を受けたと思われる障がい 者を発見した時の通報義務

「障害者総合支援法」制定 平成 25 年 4 月施行

- ・社会モデルに基づく理念の具現化
- ・重度訪問介護の対象拡大
- ・難病患者への支援
- ・地域生活支援事業の追加等

「障害者総合支援法」一部改正 平成26年4月施行

- ・障害支援区分の創設
- ・地域移行支援の対象拡大
- ・重度訪問介護の対象拡大
- ・ケアホーム、グループホームの統合

「障害者総合支援法及び児童福祉法」一部改正 平成 30 年 4 月施行

- ・自立生活援助の創設・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用・就労定着支援の創設
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 ・重度訪問介護の訪問先の拡大
- ・補装具費の支給範囲の拡大・居宅訪問型児童発達支援の創設・保育所等訪問支援の支援対象の拡大

「障害者総合支援法及び児童福祉法」一部改正 令和6年4月施行

- ・障がい者等の地域生活の支援体制の充実・精神障がい者のニーズに応じた支援体制整備
- ・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
- ・難病患者及び小児慢性特定疾病児童等への療養生活支援の強化等

その他の法改正

- ●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正 平成 26 年 4 月施行
- ●難病の患者に対する医療等に関する法律 平成 27 年 | 月施行
- ●障害者の雇用の促進等に関する法律の改正 平成 28 年 4 月施行
- ●成年後見制度の利用の促進に関する法律 平成 28 年 5 月施行
- ●発達障害者支援法の一部を改正する法律 平成 28 年 8 月施行
- ●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 平成 30 年 6 月施行
- ●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 令和元年 6 月施行
- ●医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

令和3年9月施行

●障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

令和 4 年 5 月施行

「障害者差別解消法」制定

平成 28 年 4 月施行

- ・障害を理由とする差別の禁止
- ・合理的配慮の提供

「障害者差別解消法」一部改正

令和6年4月施行

・事業者による障がいのある方へ の「合理的配慮の提供」が義務

国の基本指針の見直し

第4次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

3 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

各計画の根拠法令は、以下のとおりです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
	障がい者のための施策に	障害福祉サービス等の	障害児通所支援等の提供
計画の性格	関する基本的な計画	提供体制の確保に関す	体制の確保に関する計画
		る計画	

◎障害者計画(障害者基本法)

第十十条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

◎障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

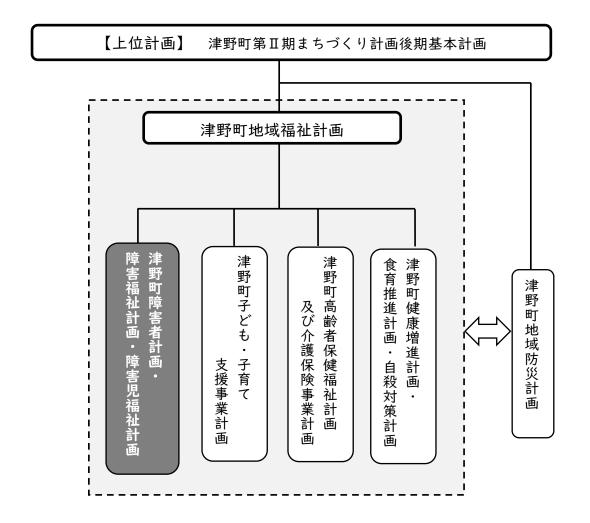
- 第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。) を定めるものとする。
- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関 する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種 類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

◎障害児福祉計画(児童福祉法)

- 第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の 提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画 (以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。
- ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

(2)他の計画との関連

本計画は、国及び高知県の計画との整合性を図りながら、上位計画の「津野町まちづくり計画」、「津野町地域福祉計画」との整合性を考慮し、策定するものです。



4 計画の期間

(1)計画の期間

「障害者計画」は、令和6年度から令和 II 年度までの6年間、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画とします。

年度 (平成・令和)	30	元年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
西暦	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027 2028 202			
障害者計画	第3次 障害者計画					第4次 障害者計画							
可凹													
障害福祉		第5期			第6期			第7期		次期計画		<u> </u>	
計画	障害	害福祉 言	画	障害	害福祉 言	画	障害	害福祉 言	十画	,	()//1-1-	,	
司四									→				
		第丨期			第2期		第3期			次期計画			
障害児福祉	障害	児福祉	計画	障害	児福祉	計画	障害児福祉計画			//	人州司巴	4	
計画									→				

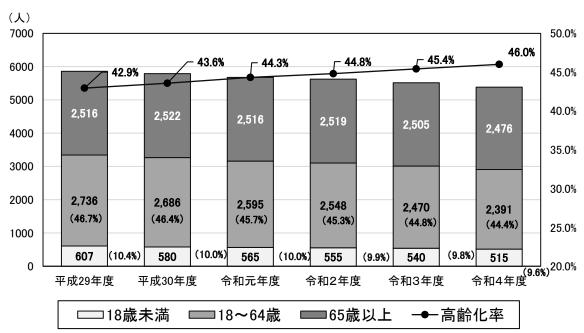
第2章 障がい者を取り巻く現状

Ⅰ 人口の推移

(1)人口の推移

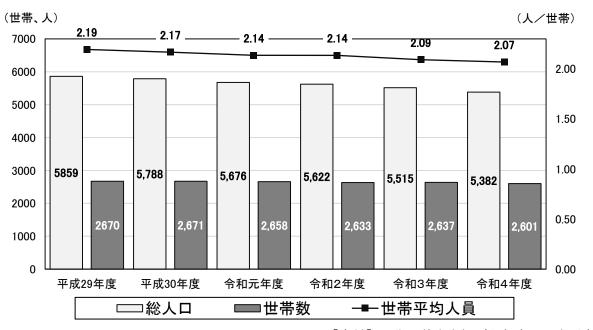
総人口が減少する中、高齢化率は上昇しています。令和4年度の高齢化率は46.0%、令和3年度以降高齢化率は、18~64歳人口比率を上回っています。 世帯数も減少傾向にあり、1世帯当たりの人員数も減少しています。

■人口3区分



【資料】 住民基本台帳(各年度3月末現在)

■人口・世帯



【資料】 住民基本台帳(各年度3月末現在)

2 障がいのある人の現状

(1) 障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。平成 30 年度から令和4年度間で減少率 21.2%となっています。

療育手帳所持者は横ばい傾向でしたが、令和4年度に減少しています。 精神障害者保健福祉手帳所持者は横ばい傾向にあります。

■ 手帳所持者の推移

单位:人、%

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
身体障害者手帳	408	433	383	391	389	341
療育手帳	49	47	48	48	47	41
精神障害者 保健福祉手帳	24	22	23	23	23	21
合計	481	502	454	462	459	403
合計/総人口	8.2%	8.7%	8.0%	8.2%	8.3%	7.5%

【資料】(各年度3月末現在)

(2) 身体障がい者(児)の状況

身体障害者手帳所持者の年齢は、65歳以上が8割台を占めています。18~64歳 と65歳以上の所持者数は減少傾向にあります。

■ 身体障害者手帳所持者の推移(年齢別)

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3年度	令和 4年度
0~17歳	3	3	3	3	3	3
18~64 歳	64	66	66	61	59	52
65 歳以上	341	364	314	327	327	286
合計	408	433	383	391	389	341

■ 身体障害者手帳所持者の推移(等級別)

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
Ⅰ級	108	121	107	116	102	98
2級	62	68	60	57	51	48
3級	90	91	81	82	90	73
4級	95	99	85	87	98	78
5級	29	29	28	27	26	23
6級	24	25	22	22	22	21
合計	408	433	383	391	389	341

【資料】(各年度3月末現在)

■ 身体障害者手帳所持者の推移 (障害の部位別)

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
視覚障害	32	35	30	28	28	27
聴覚・平衡 機能障害	28	30	27	26	27	26
音声・言語・ そしゃく機能障害	6	6	6	4	4	2
肢体不自由	232	233	202	200	192	178
内部障害	110	129	118	133	138	108
合計	408	433	383	391	389	341

【資料】(各年度3月末現在)

■ 自立支援医療受給者の推移

単位:人

	平成	平成	令和	令和	令和	令和
	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
更生医療	29	29	29	23	31	40

(3) 知的障がい者(児)の状況

療育手帳所持者の年齢は、18~64歳が6割を占めています。

■ 療育手帳所持者の推移(年齢別)

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4 年度
0~17歳	7	7	8	6	4	5
18~64歳	36	32	32	32	32	26
65 歳以上	6	8	8	10	1.1	10
合計	49	47	48	48	47	41

【資料】(各年度3月末現在)

■ 療育手帳所持者の推移(程度別)

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
最重度 A I	2	2	2	2	2	1
重度 A 2	14	13	14	14	14	12
中度BI	20	19	19	18	19	17
軽度B2	13	13	13	14	12	11
合計	49	47	48	48	47	41

(4)精神障がい者(児)の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢は、令和4年度で 18~64 歳が6割を占めています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(年齢別)

単位:人

	平成	平成	令和	令和	令和	令和
	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
0~17歳	0	0	0	0	0	0
18~64歳	18	16	16	13	13	13
65 歳以上	6	6	7	10	10	8
合計	24	22	23	23	23	21

【資料】(各年度3月末現在)

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移(等級別)

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4 年度
Ⅰ級	2	2	1	3	4	2
2級	14	15	17	18	17	19
3級	8	5	5	2	2	0
合計	24	22	23	23	23	21

【資料】(各年度3月末現在)

■ 自立支援医療受給者の推移

単位:人

	平成	平成	令和	令和	令和	令和
	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
精神通院医療	69	69	71	71	64	64

(5) 障害支援区分の状況

障害支援区分の認定者数は、合計数はほぼ横ばいで、令和4年度は区分 3 が約 3 割を占めています。

■ 障害支援区分認定者の推移

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
区分Ⅰ	6	7	5	6	7	5
区分2	6	7	12	11	11	10
区分3	8	9	11	11	1.1	15
区分4	6	6	6	7	6	5
区分5	6	7	8	5	6	4
区分6	7	7	7	7	6	8
合計	39	43	49	47	47	47

【資料】(各年度3月末現在)

(6)特別支援学級の状況

特別支援学級の在籍者数は、合計数はほぼ横ばいになっております。

■ 特別支援学級の在籍者数

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	6	6	8	7	6	6
中学校	2	2	3	3	3	4
合計	8	8	11	10	9	10

【資料】(各年度5月1日現在)

■ 児童生徒数

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校児童数	275	262	266	259	252	225
中学校生徒数	131	133	120	120	126	137
合計	406	395	386	379	378	362

【資料】(各年度5月1日現在)

(7) 障がい児における医療費助成

自立支援医療受給者(育成医療)は、令和3年度を除き各年 | 件受給しています。

■ 自立支援医療受給者の推移

単位:件

	平成	平成	令和	令和	令和	令和
	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
育成医療	1	_	1	1	0	1

【資料】(各年度3月末現在)

(8) 難病患者

特定医療費(指定難病)受給者数は、令和4年度では前年より減少しています。

■ 難病患者の推移

単位:人

	平成	平成	令和	令和	令和	令和
	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度	4 年度
特定医療費 (指定難病) 受給者		60	49	54	61	52

【資料】(各年度5月末現在)

(9) 障がい者虐待相談

障がい者虐待相談件数は、令和2年度以降は相談件数無しになっています。

■ 障がい者虐待相談件数

単位:件

	平成	平成	令和	令和	令和	令和
	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
障がい者虐待 相談件数	0	0	1	0	0	0

(10) 成年後見制度

成年後見制度-町長申立件数は、過去6年間実績無しになっています。

■ 成年後見制度-町長申立件数

単位:件

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
成年後見制度相談件数	0	0	0	0	0	0
町長申立件数	-	-	_	0	0	0

【資料】(各年度3月末現在)

(11) 各種手当の受給者

各種手当の受給者数は、特別障害者手当・特別児童扶養手当は減少していますが、 他手当の受給者数は横ばいになっています。

■ 各種手当の受給者数

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
特別障害者手当 (受給者数)	3	3	3	3	1	1
障害児福祉手当 (受給者数)	3	3	3	3	3	3
特別児童扶養手当 (受給者数)	14	14	17	16	15	13
心身障害者扶養共済制度 (加入者数)	9	9	9	9	9	9
心身障害者扶養共済制度 (受給者数)	0	I	0	0	0	0

3 アンケート調査の概要

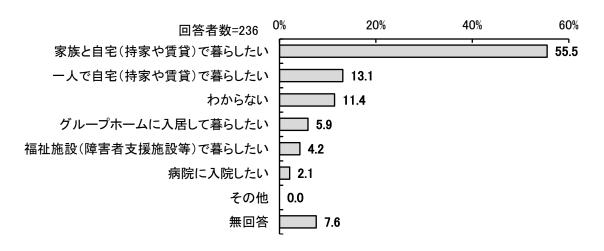
(I) アンケート調査の概要

項目	アンケート調査
	障がい者・障がい児
調査対象者	・障害者手帳所持者、障害者手帳を所持しない障害福祉サービス利用
	者、自立支援医療(精神通院医療)受給者
調査時期	令和5年8月7日~8月25日
	障害福祉に関するアンケート調査
	・配布数 390件
	・有効回収数 236件
	年齢別 75歳以上 I06件
	70~74歳 36件
	65~69歳 19件
	60~64歳 13件
	50~59歳 22件
	40~49歳 20件
配布回収	30~39歳 6件
	20~29歳 5件
	8~ 9歳
	無回答 8件
	・有効回収率 60.5%
	 障がい児福祉に関するアンケート調査
	・配布数
	・有効回収数 8件
	・有効回収率 66.7%
調査方法	・配布方法 郵送配布、回収

(2) 障害福祉に関するアンケート調査結果(抜粋)

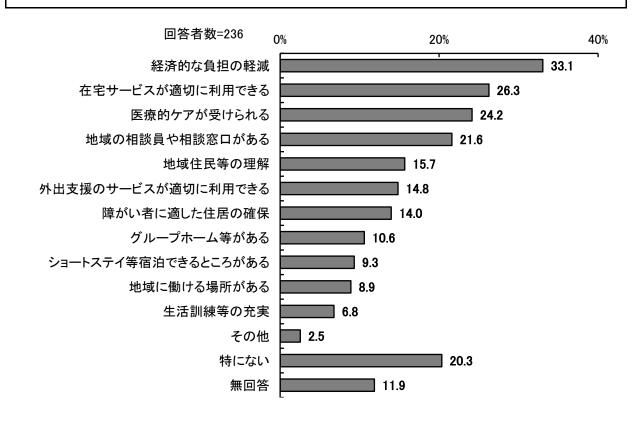
○今後の住まいや暮らしについて(単数回答)

今後(おおむね5年後)の暮らし方の希望についてみると、「家族と自宅(持家や賃貸)で暮らしたい」の割合が55.5%と最も高く、次いで「一人で自宅(持家や賃貸)で暮らしたい」13.1%、「わからない」11.4%となっています。



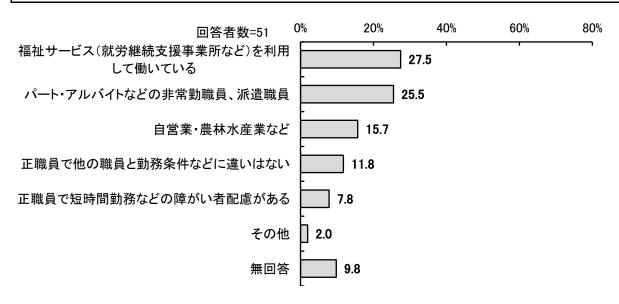
○地域で生活するために必要な支援(複数回答)

地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うかについてみると、「経済的な負担の軽減」の割合が33.1%と最も高く、次いで「在宅サービスが適切に利用できる」26.3%、「医療的ケアが受けられる」24.2%となっています。



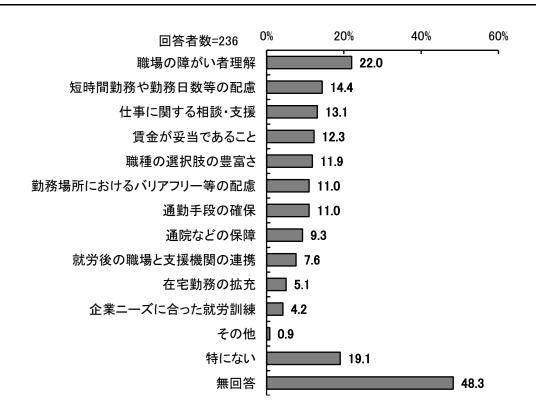
〇日中活動・勤務形態について(単数回答)

勤務形態についてみると、「福祉サービス(就労継続支援事業所など)を利用して働いている」の割合が27.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」25.5%、「自営業・農林水産業など」15.7%となっています。



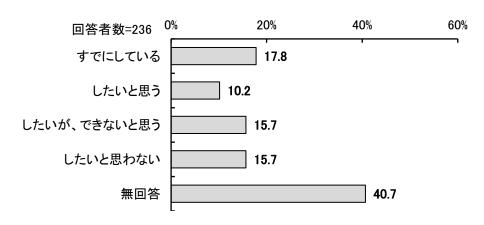
○障がい者が働くために必要な環境(複数回答)

障がい者が働くために、どのような環境が整っていることが大切だと思うかについてみると、「職場の障がい者理解」の割合が 22.0%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」 | 4.4%、「仕事に関する相談・支援」 | 3.1%となっています。



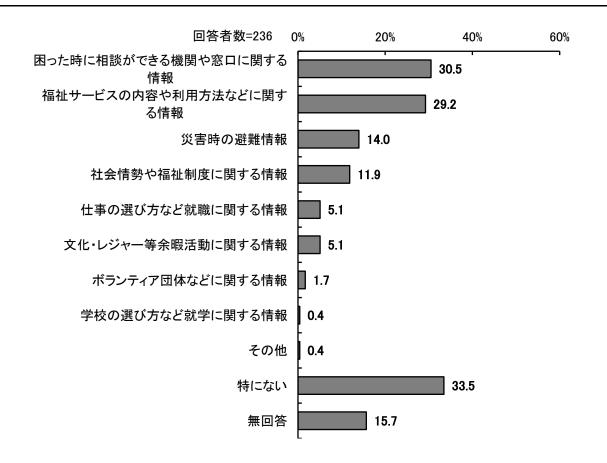
○今後、収入を得る仕事の希望(単数回答)

今後、収入を得る仕事をしたいと思うかについてみると、「すでにしている」の割合が 17.8%と最も高く、次いで「したいが、できないと思う」と「したいと思わない」がそれ ぞれ 15.7%、「したいと思う」10.2%となっています。



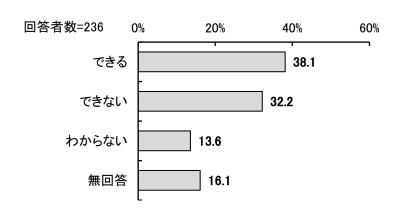
○情報提供・取得方法について(複数回答)

今後、特に充実してほしい情報についてみると、「特にない」の割合が 33.5%と最も高く、次いで「困った時に相談ができる機関や窓口に関する情報」30.5%、「福祉サービスの内容や利用方法などに関する情報」29.2%となっています。



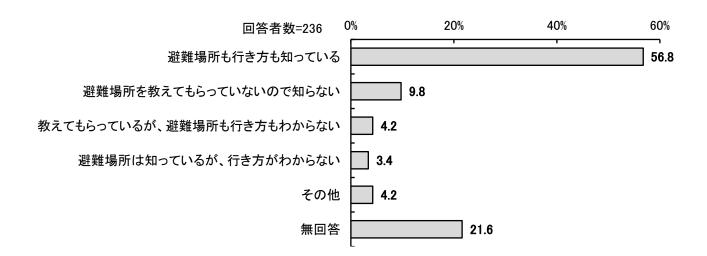
○災害時に一人で避難できるか (単数回答)

地震や台風などの災害時に一人で避難できるかについてみると、「できる」の割合が 38.1%と最も高く、次いで「できない」32.2%、「わからない」13.6%となっています。



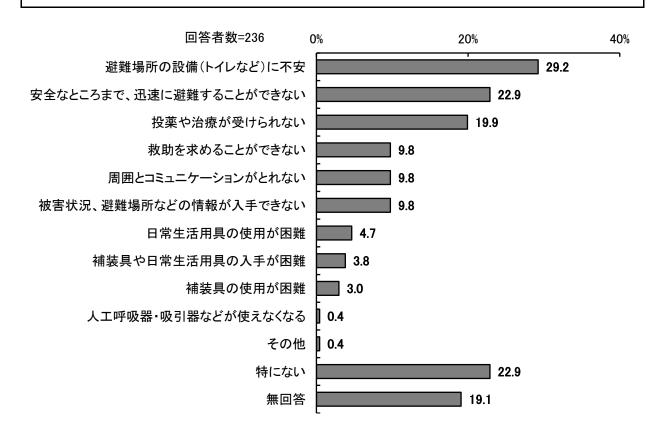
○避難場所への行き方を知っているか(単数回答)

避難場所やそこへの行き方を知っているかについてみると、「避難場所も行き方も知っている」の割合が 56.8%と最も高く、次いで「避難場所を教えてもらっていないので知らない」9.8%、「教えてもらっているが、避難場所も行き方もわからない」と「その他」がそれぞれ 4.2%となっています。



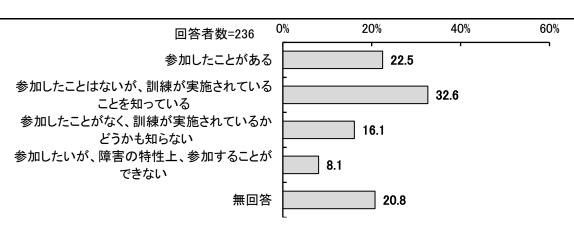
○地震や台風などの災害時に困ることは(複数回答)

地震や台風などの災害時に困ることについてみると、「避難場所の設備(トイレなど)に不安」の割合が 29.2%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」と「特にない」がそれぞれ 22.9%、「投薬や治療が受けられない」 19.9%となっています。



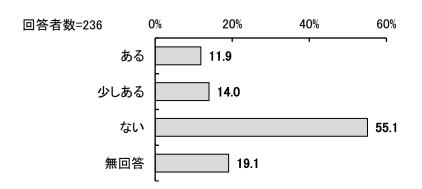
○地域防災訓練への参加経験(単数回答)

地域防災訓練への参加経験についてみると、「参加したことはないが、訓練が実施されていることを知っている」の割合が32.6%と最も高く、次いで「参加したことがある」22.5%、「参加したことがなく、訓練が実施されているかどうかも知らない」 | 6.1%となっています。



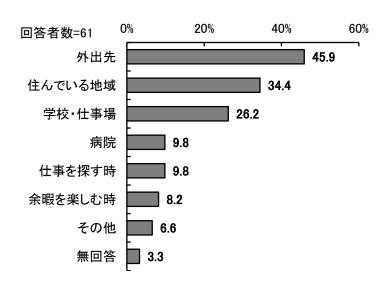
○差別や嫌な思いをした経験(単数回答)

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについてみると、「ある」の割合が 11.9%、「少しある」の割合が 14.0%、「ない」の割合が 55.1%となっています。 『差別や嫌な思いをする(した)ことがある方』(「ある」と「少しある」の合計)の割合は 25.9%となっています。



○差別や嫌な思いをした場所(複数回答)

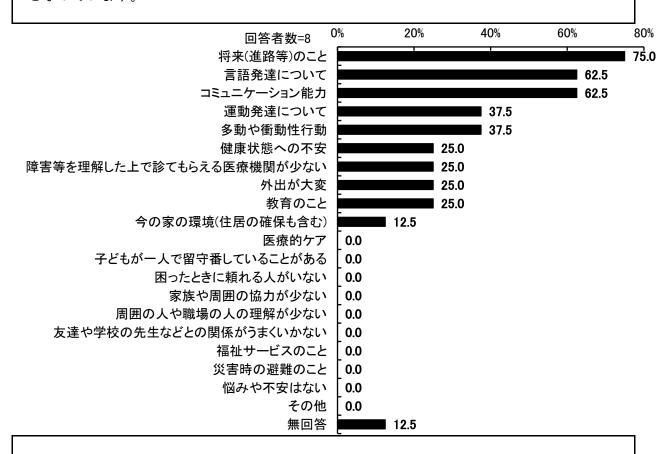
どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについてみると、「外出先」の割合が 45.9% と最も高く、次いで「住んでいる地域」34.4%、「学校・仕事場」26.2%となっています。



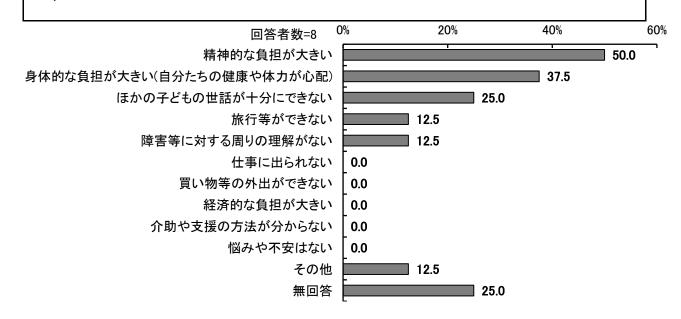
(3) 障がい児福祉に関するアンケート調査結果(抜粋)

○悩みや不安に思うことは何ですか。(複数回答)

(障がい者本人)本人の悩みや不安についてみると、「将来(進路等)のこと」の割合が75.0% と最も高く、次いで「言語発達について」と「コミュニケーション能力」がそれぞれ62.5% となっています。



(保護者の方ご自身)保護者の方の悩みや不安についてみると、「精神的な負担が大きい」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「身体的な負担が大きい(自分たちの健康や体力が心配)」37.5%、「ほかの子どもの世話が十分にできない」25.0%となっています。



4 第3次障害者計画の評価

(1) 第3次障害者計画の評価

障がい者(児)福祉の事業分野は、保健福祉、学校教育、地域防災等の分野と連携・ 調整が必要です。

本町では、庁内の関係各課の所管事業について、ヒアリング方式で実施状況確認 を行い、取り組みに反映させることとしています。

第4次障害者計画策定にあたり、取り組み等の現状把握・評価を行いました。

■ 評価について

- ① 個別事業の目的と施策の方向の内容の合致性と推進の状況
- ② 個別事業の推進の状況

上記2点について、各課のヒアリング結果から判定をしました。

凡例 ◎:実行し効果が得られた。町として継続が必要な事業。

〇:実行したが、さらに効果が得られるように検討し、今後も取り組む事業。

△:現在は実行していない。今後取り組むために検討が必要。

基本理念 ともに生き、誰にとっても暮らしやすいまち 津野町の実現

基本目標		施策目標	施策の方向	評価
	みんなで支え ともに歩む まちづくり	(1)障害理解の促進	①障害を理解するための啓発と交流	0
		(2)障がい者団体の育成・ 支援	①当事者や家族の集まる場や機会の提供	0
		(3) ボランティアの育成と 活動の充実	①ボランティアの人材確保とスキルアップ	0
2	ひとりひとりの自立 生活を支える まちづくり	(Ⅰ)相談支援体制の充実	①個々に応じた福祉サービス等の提供	0
			②見守り・発見・つなぎのネットワーク強化	0
		(2)在宅サービス等の充実	①在宅サービス等の啓発と検討	0
	心身の健やかな 生活を支える まちづくり	(1)保健・医療の充実	①生活習慣病の予防	0
3			②発達障害等の早期発見・早期対応	0
			③心の健康づくりへの取り組み	0
			④医療費の助成に関する制度の周知	0
4	豊かな個性を はぐくみ思いやり	(Ⅰ)療育・教育体制の充実	①乳幼児期から学校卒業・卒後までの一貫し た支援体制づくり	0
	が育つ教育環境 づくり	(2) 福祉教育の推進	①小中学生による体験学習や交流の推進	0
	住みやすい、 働きやすい まちづくり	(Ⅰ)就労支援の充実	①就労への支援体制の充実	0
			②町内就労事業所の充実	0
5		(2)利用しやすい公共施設 の環境整備	①公共施設のバリアフリー化の推進	0
		(3)住まいの場の充実	①安心して暮らせる場の検討	Δ
		(4)移動支援の充実	①利用しやすい移動手段の整備	0
		(5)日中の居場所づくり の推進	①安心して過ごすことのできる居場所の充実	0
6	いざという時に 強い安心・安全の まちづくり	(Ⅰ)防災・防犯対策の充実	①防災意識の向上に向けた取り組みの推進	0
			②防犯意識の啓発	0

(2) 第3次障害者計画の課題

① 障害を理解するための啓発と交流の促進

誰もがお互いに尊重しあい、ともに生活できる「誰にとっても暮らしやすいまち」を実現するため、障害の有無によって分け隔てられることなく、日常的に交流できる場の取り組みなどを通じて、障害や障がい者に対する理解促進と交流活動を進めてきました。

アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがある方の割合が25.9%となっており、そのような思いをした場所について「住んでいる地域」と回答した方が34.4%となっています。また、障がい者が働くためにどのような環境が整っていることが重要か、という質問では、「職場の障がい者理解」という回答の割合が22.0%と最も高くなっています。

障害や障がい者への理解が深まることで、誰もが地域で安心して暮らし続けることが出来ます。障害に関する理解と交流を促進することが重要です。

② 相談支援体制の充実

津野町ではこれまで町直営の相談支援事業所「相談支援センターつの」を中心に、 町内の幅広い対象者に対しきめ細かい対応を行うとともに、保健師や行政職員、関 係機関職員等との連携を図ってきました。

アンケート調査では、充実してほしい情報として、「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」が30.5%となっています。誰もが安心して身近な地域で暮らし続けるためには、様々な相談に対する窓口の周知がより一層重要になっています。

多様な相談・ニーズに対応する相談支援体制の充実には、今後もより一層、関係機関等との連携を図りながら、包括的な相談支援体制の仕組みを推進する必要があります。

③ 生活支援体制の整備

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスをはじめとした、適切なサービス提供が行える支援体制が必要です。町内の事業所は少ないですが、居宅での生活を支える訪問系サービス、日中における自立した生活を支援する日中活動系サービスなど、支給決定に基づき、地域生活を支える適切なサービス提供に努めてきました。

アンケート調査では、今後の暮らし方(おおむね5年後)の希望について、「家族と自宅(持家や賃貸)で暮らしたい」の割合が55.5%と最も高くなっており、また、地域で生活するためにはどのような支援があればよいと思うか、については、「在宅サービスが適切に利用できる」の回答が26.3%と2番目に高くなっています。

町内に居住系サービスがない現状と親亡き後の住まいについての懸念や心配の声から、グループホームなどの町内における住まいの場についての検討協議を自立支援協議会を中心に行いましたが、継続的な検討が出来ておらず、現在のニーズ把握や現状の整理が必要となっています。また、通所系サービスでは送迎エリアが限られている事業所もあり、送迎の確保が必要な状況もみられます。

今後も障がいのある人の安定した地域生活、在宅生活のため、支援体制の充実が 求められています。

④ 乳幼児期から学校卒業・卒後までの切れ目のない支援体制の整備

障害の有無にかかわらず、子どもたちが一人ひとりの状況に応じて、それぞれの 個性が尊重される環境を整備することが重要です。

近隣にサービス事業所が新設され、障害児福祉サービスの利用者は増加しています。支援の必要な子どもが、福祉サービスや専門的な療育、それぞれの特性に応じた保育や教育が受けられるよう、早期療育や特別支援教育の充実、相談体制の充実を図り、切れ目のない支援体制を整備することが求められています。

障がい児の保護者に対するアンケート調査では、悩みや不安に思うこととして、「将来(進路等)のこと」の割合が 75.0%と最も高くなっています。

今後もより一層、教育と福祉の関係機関の連携を強化した切れ目のない支援体制 を充実していく必要があります。

⑤ 就労支援の充実

障がいのある人の一般就労に向けて、平成30年度から自立支援協議会の就労支援部会において継続した検討協議を行ってきました。就労支援部会で行った町内事業所アンケートにより職場見学を実施したり、農福連携についての情報共有を行うなど、関係機関が連携して、一般就労に向けた仕組みづくりについて検討協議を行っています。

アンケート調査では、勤務形態については「福祉サービス(就労継続支援事業所など)を利用して働いている」の割合が27.5%と最も高くなっています。しかし、「今後収入を得る仕事をしたい」と回答した人が25.9%いました。

引き続き、一般就労へ向けた仕組みづくりについて検討を行うとともに、多様な就労の場の確保やその人に応じた就労支援を図ることが重要です。

⑥ 防災・防犯対策の促進

アンケート調査では、「避難場所もそこへの行き方も知っている」の割合が 56.8% と最も高い反面、地域防災訓練への参加経験については、「参加したことはないが、訓練が実施されていることは知っている」の割合が 32.6%と最も高くなっています。

近年は台風だけでなく集中豪雨の影響による風水害への不安も高まっており、地域で安心して生活するためには、日頃の防災意識の向上に向けた避難訓練の実施や 災害時の避難支援体制の確保が重要です。

第3章 第4次津野町障害者計画

基本理念

本町の保健福祉分野の上位計画となる地域福祉計画では、地域でできることは地域で担う自治の原点に返り、「住民参加のまちづくり」の意識を共有しながら、住民、地域、社会福祉協議会、行政が一体となって、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指しています。

障がいのある人もない人も互いに認め合い、<u>地域で支え合い、誰もが活躍できる地域共生社会の実現</u>に向けて、町民どうしのあたたかいつながりと主体的な社会参加が重要です。誰もが津野町でいきいきと自分らしく暮らしていくために、これまでの基本理念を継承し、その実現を目指します。

ともに生き 誰にとっても暮らしやすいまち 津野町

2 施策体系図

地域共生社会実現をめざす姿 (基本理念)

ともに生き 誰にとっても暮らしやすいまち 津野町

基本目標 施策目標 (1) 障害理解の促進 Ⅰ みんなで支え (2) 地域福祉活動の推進 ともに歩む (3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興(新規) まちづくり (4)情報アクセシビリティの向上(新規) (地域共生社会の構築) (5) 防災・防犯対策の充実 (1)権利擁護の推進(新規) 2 差別を解消するこころの バリアフリーを進める (2) 障害を理由とする差別の解消の推進(新規) まちづくり(新規) 3 ひとりひとりの (I)相談支援体制の充実 生活を支える (2) 在宅サービス等の充実 まちづくり (3) サービスの質の向上(新規) (4) 保健・医療の充実 4 豊かな個性をはぐくみ (1)療育・教育体制の充実 思いやりが育つ教育環境 (2) 福祉教育の推進 づくり 5 住みやすい、働きやすい (1) 就労支援の充実 まちづくり (2) 利用しやすい公共施設の環境整備 (3) 生活支援の充実 (4)移動支援の充実 (5) 日中の居場所づくり

3 施策の展開

基本目標 | みんなで支えともに歩むまちづくり(地域共生社会の構築)

障害の有無にかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく共生社会の実現のためには、障害に対する偏見や差別をなくし、助け合い・支え合いの地域づくりを進めていくことが重要です。

地域共生社会の理念実現に向け、障がいのある人も、積極的に地域社会に参画し、生きがいを持って生活していける社会づくりを目指して、ともに生き、ともに歩む社会づくりを推進します。

障がいのある人が地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護を図る必要があります。このような不安を解消できるよう、国の指針や地域防災計画に基づき、防災・防犯対策の充実を進めます。

(1) 障害理解の促進

現状と課題

障害への理解促進に向けて、令和元年度まで「健康ふくし展」で交流と啓発を目的にボッチャなどのゲームコーナーを実施、令和2年度より「健康ふくし週間」を開始し、総合保健福祉センター里楽で展示活動を実施しました。ヘルプマークや町内施設のバリアフリーの紹介など情報発信とともに啓発活動の場となっています。

障害児長期休暇支援事業の実施により、障がい児と地域住民との交流活動を行っています。地域活動支援センター事業で、障がい者の交流広場(わきあいあい広場:月1回、わきあいミニ:月3回、地活ROOM:月2回)を定期的に開催し、障がい者の集いや交流の場となっています。

今後も引き続き、障がい者理解を推進するため、地域住民との交流の機会を積極的に提供するとともに意識啓発活動を行い、相互理解を深める取り組みが求められています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
広報・啓発活動	・障害理解を深めるために、広報誌掲載や健康ふくし週間 での展示イベントを継続実施し、情報発信や交流活動を 通じて、地域住民の障害への理解を促進します。	健康福祉課
交流の場の提供	・地域活動支援センター事業、障害児長期休暇支援事業を 行い、交流や集いの場の確保に努めます。	健康福祉課
関係者・団体に 対する研修	・障害に対する理解を深める研修を、関係機関と連携して 実施します。	健康福祉課

○関連施策・事業名

- ・理解促進研修・啓発事業
- · 障害児長期休暇支援事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・障がい(児)者連合会

(2) 地域福祉活動の推進

現状と課題

地域活動支援センター事業や障害児長期休暇支援事業で、障がいのある人に対する支援活動を行うボランティアが組織されていますが、ボランティアの高齢化や新規参加者が減少しており、担い手不足が課題となっています。

障がい(児)者連合会が行う交流活動が促進されるよう、活動支援を継続的に行っています。会員間や地域との交流活動を定期的に行っていますが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、イベントの中止を余儀なくされたことや高齢化や新規会員減少等により、活動規模が縮小しています。

障がい者福祉に関わるボランティアや当事者団体は、障がいのある人と地域をつなぐ重要な役割を担っています。障害への理解促進に向け、障がい者福祉に関わるボランティアや当事者団体の活動への支援及び交流機会の拡大が必要です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
ボランティア 活動への参加 促進	・住民がボランティア活動に興味を持ち、参加できるよう に広報・啓発活動や情報提供を行います。	健康福祉課
障がい者団体へ の支援	・障がいのある人やその家族などの団体活動を支援し、障がいのある人の社会参加を促進します。	健康福祉課

○関連施策・事業名

- ・障害児長期休暇支援事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・障がい(児)者連合会

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状と課題

地域活動支援センター事業や障がい者団体への支援を通じて、文化芸術活動・スポーツ参加を支援しています。

障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動やスポーツ活動などを通じて社会に参加し、生きがいづくりに取り組めるよう、障がいのある人が気軽に参加できる機会の提供や社会福祉協議会や障がい者団体が行う文化芸術活動・スポーツ活動を支援が求められています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
文化芸術活動へ の支援	・文化活動や創作活動の促進を図るとともに、健康ふくし 週間での作品展示、鑑賞の機会の提供等支援を行いま す。	健康福祉課
スポーツやレク リエーション活 動への支援	・スポーツやレクリエーション活動の支援、スポーツ振興 に向けた支援に努めます。	健康福祉課 教育委員会
情報の発信	・文化芸術活動やスポーツ活動イベント等情報発信に努めます。	健康福祉課

○関連施策・事業名

- ・障害児長期休暇支援事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・障がい(児)者連合会
- ・理解促進研修・啓発事業

(4)情報アクセシビリティ*'の向上

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに入手することが重要であり、障害特性に応じた情報提供の充実を図る必要があります。

町の広報誌やホームページなど、障がいのある人が利用しやすくなるように、情報アクセシビリティの向上が必要で、関係機関の情報誌とも連携して、障がいのある人の地域生活が向上するように情報内容の充実が大切です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
広報の充実	・家族や福祉及び医療関係者を含め、必要な情報を提供できるように、町の広報誌やホームページ等を有効に活用して、分かりやすくアクセスしやすい情報提供を行います。	健康福祉課まちづくり推進課

○関連施策・事業名

・理解促進研修・啓発事業

[○]情報アクセシビリティ*」

アクセシビリティは、近づきやすさ、利用しやすさ、便利であることと訳される。障がいのある人、高齢者をはじめ、あらゆる人がパソコンや Web ページなどの情報資源を不自由なく利用できること。

(5) 防災・防犯対策の充実

①防災意識の向上に向けた取り組みの推進

現状と課題

近年の大規模な地震や集中豪雨などの発生により防災意識が高まり、地域における防災対策への取り組みが進められる中、障がい者等の確実な避難への対応が求められています。

避難行動要支援者名簿の作成や同意を得た名簿を避難支援等関係者へ情報提供し、 地域での避難訓練に活用等、避難支援体制を整備していくことが大切です。

アンケート調査結果では、災害時に一人で避難できない人が3割、地域防災訓練に参加したことがない人が約5割います。災害時に困ることは「避難場所の設備(トイレなど)に不安」「安全なところまで、迅速に非難することができない」が上位回答に挙げられています。

平常時から災害に備え、障がい者の避難の確実な実行体制づくりと避難場所での 環境整備が求められています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
避難支援体制の 整備に向けた検 討	・災害時に自力で避難することが困難な障がいのある人等の「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害に備えて平時から地域全体で要援護者を支援することができる取り組みを推進します。	健康福祉課 介護福祉課 総務課
地域で実施する 避難訓練への参 加促進	・地域の避難訓練への障がいのある人の参加を促し、関係機関が連携し、緊急時の情報伝達や避難誘導、福祉避難所や要配慮者の避難所の設置など救助体制の充実を図ります。	健康福祉課総務課

- · 災害時要配慮者避難支援計画
- ・理解促進研修・啓発事業
- ·地区避難訓練

②防犯意識の啓発

現状と課題

本町では、全国的に増加している特殊詐欺(不特定多数の人に対する、電話等を使った振り込め詐欺)などを防止するため、須崎地区地域安全協会の定期的な広報を全戸に配布し、防犯知識の普及・啓発に努めています。障がいのある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれないよう、情報の周知や防犯意識の向上を図る必要があります。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
防犯知識の普及・啓発	・障がいのある人自身やその家族等が防犯対策を講じる ことができるように、広報等で防犯知識の普及・啓発に 努めます。	健康福祉課 総務課 町民課

- ·理解促進研修·啓発事業
- ・広報誌や町内防災無線放送等での啓発活動・注意喚起

基本目標2 差別を解消するこころのバリアフリーを進めるまちづくり

改正障害者差別解消法では、障害を理由とする不当な差別の禁止や合理的配慮の提供 を定めており、障がいのある人がその人らしく地域生活を送ることができるためには、 権利や尊厳が保持されるように権利擁護の推進を図ることが重要です。

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら 地域共生社会の実現に向け、啓発や交流活動等を通じて障害を理由とする差別の解消の 推進に努め、障がい者虐待の防止に努めるとともに、障がいのある人の権利擁護のため の取り組みを進めます。

(1)権利擁護の推進(新規)

現状と課題

国においては、「障害者虐待防止法」、「成年後見制度利用促進法」等さまざまな 法律が整備され、障がいのある人の権利を擁護する体制が整いつつあります。

本町においては令和2年4月に津野町成年後見制度町長審判請求手続等に関する 要綱を制定しましたが、申請や相談の実績はありません。

本人の意思を尊重しながら、権利擁護支援を必要とする方を迅速に適切な支援に つなげるため全体のコーディネートを行う中核機関(津野町介護福祉課に設置)を 軸に、地域連携ネットワークを活用した支援を進め、正確な情報発信を行い、必要な 人にサービスの提供を行う必要があります。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
成年後見制度 の普及啓発	 ・判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者等に対し、制度の周知を図ります。 ・成年後見制度を利用するための申立てに支援が必要な人には、関係機関と連携し、権利擁護に努めます。 ・審判申立を行う親族がいない場合、町長申立を行います。 	健康福祉課介護福祉課
障がい者虐待防 止の推進	・障がいのある人の権利擁護を図るため、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がいのある人に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を行います。	健康福祉課

- ・広報誌等での啓発活動
- ・津野町成年後見制度利用支援事業
- · 障害者虐待防止対策支援事業

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進

現状と課題

「障害者差別解消法」の改正が行われ、合理的配慮等の制度が整いつつあります。 あらゆる人が人権を尊重される差別のない地域社会づくりを目指して、健康ふくし 週間での展示活動、障害への理解を深める研修に取り組んできました。

差別の解消や虐待の防止等を実効性のあるものとし、すべての人が安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を求められています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
広報の充実	・住民や事業者へ障害者差別解消法の理念を周知するため、合理的配慮など障害理解について町の広報誌やホームページで情報発信し、啓発に努めます。 ・健康ふくし週間の中で、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、国が作成する事例集を用いた周知・啓発活動を推進し、障害に対する正しい理解と差別の解消に努めます	健康福祉課

- ・理解促進研修・啓発事業
- ・広報誌等での啓発活動

基本目標3 ひとりひとりの生活を支えるまちづくり

障がいのある人の抱えている悩みや問題は多様であり、個々に応じた柔軟な対応が求められます。そのため、相談員の専門性の向上、引き続き人員の確保に努めるとともに、関係機関との情報共有・連携体制の強化により総合的な相談支援体制構築を行います。地域で必要な支援を受けながら生活できるよう、相談支援体制の強化や多様なニーズに対応した生活支援サービスの提供を進めます。

安心して暮らしていくためには、身近な地域で継続して医療が受けられること、重症 心身障がい児(者)の健康の保持、精神障がいのある人の地域移行を支えること等、保 健・医療・福祉の分野において、それぞれが役割を担い、連携を強化していくことが必 要です。

一人ひとりの障害の状況に応じて、生涯を通じて必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりを目指すとともに、継続した保健・医療および福祉サービスの充実を図り、自立生活に向けた支援体制を構築します。

(I)相談支援体制の充実

現状と課題

必要な支援を受けながら自らの決定に基づき地域社会で生活することが求められています。本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定をできるよう、平成 26 年度より「相談支援センターつの」の相談支援専門員が保健師と連携して相談対応しています。

今後は、複雑化する様々な課題に対応していくため、在宅者への関わりを多く持ち、孤独孤立、8050問題*'、ヤングケアラー*2等制度の狭間となる課題を抱える方に対して、適切な支援につなげる体制づくりが必要となります。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
相談支援機能 の充実	・関係機関と連携し、複雑化する課題を抱える人へ対応する相談支援体制を構築し、相談の中核的な役割を持つ拠点を構築し、相談支援体制を充実させていきます。	健康福祉課

- ·相談支援事業所
- · 障害者相談支援事業
- ·障害保健連絡会

^{○8050} 問題**

^{「80」}代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題

[○]ヤングケアラー*2

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響を与えていること。

(2) 在宅サービス等の充実

現状と課題

障がいのある人の日常生活を支えるためには、多様なニーズに対応した生活支援サービスの充実が必要です。多様化、複雑化する課題に対応することができるよう、ニーズの把握に努め、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもと生活支援サービスの提供が求められています。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや各種制度の周知啓発が必要となり ます。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
事業の継続実施と周知啓発	・在宅介護者手当などの各種制度については、引き続き周知啓発に努め、対象者への案内、支給につなげていきます。 ・障害児長期休暇支援事業については、創作活動や体験活動の機会を提供し、保護者が安心して預けられるよう取り組むとともに、利用者を増やすよう事業の周知啓発に努めます。	健康福祉課介護福祉課

- ・在宅介護者手当
- · 障害児長期休暇支援事業
- ・自立支援給付(障害者・児サービス)

(3) サービスの質の向上(新規)

現状と課題

地域の中で暮らし続けるため、自立した生活支援を必要とする様々なサービスを 円滑かつ適切に利用できる体制づくりに取り組み、障害者総合支援法に基づく障害 福祉サービスを適切に提供するため、サービス提供事業所における人材の確保と育 成を促進します。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
福祉人材の 養成・確保	・県の福祉人材の確保に関する取り組みとの連携や多様な介護・福祉人材の確保に向けた取り組みを図ります。 ・障害特性を理解した人材確保と資質の向上のために、県 や関係機関などで実施される研修会等への積極的な参 加を促します。	健康福祉課介護福祉課

- ・自立支援協議会・就労支援部会
- ·福祉資格取得助成制度

(4) 保健・医療の充実

①生活習慣病の予防

現状と課題

本町では、生活習慣病や障害の原因の一つとなる疾病等の予防を図るため、総合 健診を実施しています。受診率向上のため、健康づくり団体の協力による特定健診 やがん検診への受診勧奨も積極的に行ない、健診受診率が上昇しています。

しかし、健診後に生活習慣病の発症・重症化予防を目的とした、保健指導や医療機関受診勧奨を行っていますが、保健指導参加率は高いとは言えず、医療機関受診率 も低いことが課題となっています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
健康増進、疾病 予防の推進	・生活習慣病やがん疾患等、障害の原因となる疾病等を予防するため、引き続き総合健診の充実に努めます。 ・健診後の保健指導や医療機関の受診勧奨、健診結果に関する相談を実施し、生活習慣病の発症・重症化予防につなげます。	健康福祉課

- ・総合健診
- ·健診結果報告会(健診結果相談)

②発達障害等への早期発見・早期対応

現状と課題

乳幼児健診時には、事後カンファレンスでも関係者(保健師、測定看護師、歯科衛生士、栄養士、認定こども園)と情報共有を行っています。

令和2年度から言語聴覚士による個別相談を幼児健診で実施し、発達の気になる子どもの早期発見や早期対応を充実させてきました。また令和3年度より発達障害早期支援エキスパート事業(県事業)を活用し、言語聴覚士が保健師とともに認定こども園を訪問する仕組みを整え、専門的見地からの見立て、助言を得ています。令和5年11月からは町事業として継続して実施しています。

早期療育の利用できる医療機関や福祉サービスが県内に少なく、遠方にあり利用しにくい状況です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
乳幼児健診の実 施と連携強化	·引き続き、認定こども園や言語聴覚士などの関係者との連携を深め、健診や支援の充実に努め、発達の気になる子どもの早期発見、療育を支援していきます。また、3歳児健診から就学に向けたサポートや小学校への引継ぎができる体制を整えていきます。	健康福祉課
支援体制の 整備	・各障害の専門機関(医療・福祉)を積極的に利用し、障 害特性に応じた支援体制が早期に整うように努めます。	健康福祉課

- ・乳幼児健診(事後フォロー)
- ・発達相談

③こころの健康づくりへの取り組み

現状と課題

多様・複雑化した社会を生きる中で、人間関係につまずいたり、日々の生活に生き づらさを感じている人や、ふとした事からこころに疲れをため込んでしまう人に対 する周囲の理解や対応、行政の施策は十分ではありません。

町広報誌へこころの健康や睡眠の重要性などについての記事を掲載し、啓発に努めていますが、住民を対象としたゲートキーパー* 「育成ができていないことや相談窓口の周知が不十分なことが課題となっています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
心の健康に関す る普及啓発と相 談窓口の周知	・研修会等による正しい知識や対応に関する普及啓発活動を継続していきます。・こころの健康に関する相談窓口の周知に努めます。・住民を対象としたゲートキーパーの育成に努めます。	健康福祉課

○関連施策・事業名

・広報誌等での相談窓口周知と啓発

[○]ゲートキーパー*1

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人。

④医療費の助成に関する制度の周知

現状と課題

医療費の助成については、重度の障害のある心身障がい児・者を対象に、医療費に かかる保険給付の自己負担分について助成する事業として、重度心身障害児・者医 療費助成制度(福祉医療)があります。

また、障がい児・者に必要な医療や精神疾患の治療を受ける時の自己負担の軽減施策として、自立支援医療(更生・育成医療、精神通院)があります。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
医療費の助成と 制度の周知、活 用の推進	・引き続き、医療費の助成や自立支援医療の公費負担を行うとともに、制度の周知に努めます。 ・手続きや制度の内容についての理解、活用の推進を図ります。	健康福祉課町民課

- ・自立支援給付(更生医療・育成医療・精神通院)
- ・重症心身障害児・者医療費助成制度(福祉医療)

基本目標4 豊かな個性をはぐくみ思いやりが育つ教育環境づくり

生涯を通じ、地域社会の主体として、ともに日常生活や社会生活を送るためには、学校教育における良好な環境づくりに取り組む必要があります。学校教育の充実にあたっては、障がいのある児童生徒が、必要な配慮のもと、障がいのない児童生徒とともに教育を受けることができるインクルーシブ教育システム*'の構築が望まれています。

障がい児の能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や児童の特性に 合った支援が重要です。

健全な発達を促し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携による総合的な支援体制を推進します。

〇インクルーシブ教育システム*¹

すべてを包括する、包みこむことの意味で、障害の有無や性別などの違いを認め合い、すべての人がお互いの人権と尊厳を大事にして生きていける社会をインクルーシブ社会といい、その教育のこと。

(1)療育・教育体制の充実

現状と課題

支援の必要な児童生徒が、認定こども園、小・中・高校、特別支援学校へと進学しても、障害特性に配慮した一貫した支援が受けられるよう、教育委員会と連携した体制づくりを進めていく必要があります。

保健師が療育福祉センターの巡回相談や教育委員会の教育支援委員会に参加する とともに、医療・保健・福祉・教育の関係者での個別ケース検討会を開催し、情報共 有を行っています。

個別の支援から関係機関との連携を進めていますが、より一層の、学校及び教育 委員会との連携強化が課題となっています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
関係機関の連携 強化と支援体制 の充実	・乳幼児期から学校卒業・卒後、成人へと成長しても、切れ目のない支援が受けられるよう、認定こども園、小・中・高、教育委員会及び関係機関との情報共有・連携強化に努めます。	健康福祉課教育委員会
医療的ケア児等 コーディネー ターの配置	・医療的ケアを必要としている人に切れ目ない支援を行うため、関係機関と連携する医療的ケア児等コーディネーターを育成し、配置します。	健康福祉課

- ・乳幼児健診(事後フォロー)
- ・発達相談
- ・認定こども園、学校との個別ケース検討会
- ・医療的ケア児支援の協議の場
- ・教育支援委員会

(2) 福祉教育の推進

現状と課題

保育・学校教育の段階から福祉教育を推進し、障害や障がいのある人に対する理 解を深める必要があります。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
学校など関係機 関と連携した福 祉教育の推進	・社会福祉協議会や教育委員会(各学校)と連携し、児童生徒に福祉活動の機会を設けるように創出します。 ・児童生徒と障がいのある人との交流の機会を設け、障害に対する理解の促進に努めます。	健康福祉課
学校等における 福祉教育の推進	・認定こども園、学校の各種行事や「道徳の時間」「総合的な学習の時間」などを活用し、障がいのある人への理解を深める福祉教育や人権教育を推進します。	健康福祉課 教育委員会

- ・各学校での福祉体験学習、出前講座や人権教育授業
- ・各学校での福祉教育
- ·理解促進研修·啓発事業

基本目標5 住みやすい、働きやすいまちづくり

障がいのある人が地域で自立した生活を送るために就労は重要であり、その人の個性 や能力に応じた多様な就労形態があることが求められています。

働く意欲のある人がその適性や希望に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労に関する情報提供や相談支援の充実を図るなどの就労支援体制を整備します。 また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、利用しやすい移動手段や日中 活動の充実など、地域生活への支援の充実を図ることが重要です。

(1) 就労支援の充実

現状と課題

町内には就労継続支援B型事業所「どんぐり農園グリューネ(西地区: どんぐり農園、東地区:作業所里楽)」の I 事業所があり、町内の対象者に継続した就労機会を提供しています。しかし、利用者の減少や高齢化が課題となっています。

平成30年度には自立支援協議会の専門部会として就労支援部会を立ち上げ、継続して一般就労に向けた取り組みを協議しています。

本人の特性に合った就労支援に向け、関係機関との連携強化が求められています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
就労支援体制の 整備	・相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、公共 職業安定所等の関係機関との連携を強化し、障がい者本 人の就労の意欲を後押ししながら、就労支援体制を整備 します。	健康福祉課
雇用に対する理解の促進	・自立支援協議会で作成した事業所一覧を活用し、障がい者と雇用側を繋ぐ支援を進めていきます。 ・町内企業・雇用主に対して、障がい者雇用に対する理解と協力が得られるように努め、就労の場を広げていきます。 ・障害理解や合理的配慮の普及啓発に努めます。	健康福祉課

- · 自立支援協議会 · 就労支援部会
- ・広報等による啓発活動

(2) 利用しやすい公共施設の環境整備

現状と課題

町内公共施設の新築及び増改築について、バリアフリー化を実施しています。 引き続き、ユニバーサルデザイン*'の考えに基づき、すべての人が利用しやすい 公共施設等の整備、改善していくことが重要です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
バリアフリー化 の普及・啓発	・障がい者が地域で安心・快適に暮らすことができ、また町を訪れる方にとっても快適な「バリアフリー化」を推進し、全ての人が利用しやすい環境整備の普及・啓発に努めます。 ・引き続き、公共施設について、利用者に優しいバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立った整備・改善に努めます。	健康福祉課

- ・自立支援協議会
- ・広報等での啓発活動

[○]ユニバーサルデザイン* □

年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインされること。

(3) 生活支援の充実

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害福祉 サービスをはじめとした生活支援サービスの充実が求められます。

本町には障害者支援施設やグループホームといった居住系サービスはないため、 現状では町外の福祉サービスに頼らざるを得ない状況です。

住み慣れた地域で、その人らしく生活するために個々のニーズに沿った支援の充 実に向けた検討が必要です。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
生活支援体制 の充実	・障害福祉サービスや地域生活支援事業等の充実を図る ため、関係機関と連携し、障がいのある人の地域生活、 在宅生活を支援するために必要なサービス等について 検討協議を行います。	健康福祉課

○関連施策・事業名

・自立支援協議会

(4)移動支援の充実

現状と課題

障がいのある人の社会参加を促進するため、外出時の移動支援を充実することが 必要です。

障がいのある人の利用しやすい移動支援の充実に向けて、環境を整えることが求められています。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
利用しやすい移	・障がいのある人の外出支援のための助成制度として、よ	健康福祉課
動手段の整備の	り利用しやすい制度に改善し、引き続き適切に実施しま	介護福祉課
推進	す。	まちづくり推進課

- ・津野町福祉タクシー・バス利用事業
- ・津野町コミュニティバス運行事業

(5) 日中の居場所づくり

現状と課題

障がい者の日中活動の場として、社会福祉協議会に事業を委託し、地域活動支援センター事業「わきあいあい広場」を月 | 回、また、個別支援の場として、「わきあいまニ」と「地活 ROOM」を月 2 ~ 3 回、実施していますが、新規利用者がおらず、利用者が減少しています。

あったかふれあいセンターについては、障がいのある人には活動の情報が届きに くいため、参加がしづらい現状があります。

今後の取り組み

施策の方向	施策の内容	担当課
日中活動の場の支援	・障がいのある人の日中活動の充実に向けて、ニーズを把握し、関係機関と連携を行い、活動内容の充実に努めます。 ・障がいのある人が参加しやすいように情報提供を行っていきます。	健康福祉課介護福祉課

- ・地域活動支援センター事業
- ・あったかふれあいセンター

第4章 第7期津野町障害福祉計画

基本的な考え方

障害の有無に関わらず、すべての町民が地域を構成する一員として、「ともに生き 誰 にとっても暮らしやすいまち 津野町」の実現を目指しています。

本計画では、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関わる令和8年度までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

【基本指針の主な見直しポイント】

	・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
	・強度行動障がい者への支援体制の充実
入所等から地域生活	・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
への移行、地域生活	・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支
の継続の支援	援体制の整備推進
	・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援
	の充実
精神障害にも対応し	・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制
た地域包括ケアシス	を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町
テムの構築	村の連携の必要性を基本指針の本文に追記
	・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
	・就労選択支援の創設への対応
福祉施設から一般就	・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改
労への移行等	正への対応
	・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関
	との共有及び連携した取組
	・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する
	都道府県における広域的見地からの支援
	・地域におけるインクルージョン*'の推進
 障がい児のサービス	・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有す
提供体制の計画的な	る体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構
提供体制の計画的な 構築	築に向けた取組の推進
伸 梁 	・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置
	・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制
	の構築
	・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進
·	

Oインクルージョン^{※ □}

[「]包括」「包含」「包摂」などを意味する。

発達障がい者支援の 一層の充実	 ・市町村におけるペアレントトレーニング*'など家族に対する支援体制の充実 ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進 ・発達障害者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進
地域における相談 支援体制の充実強化	・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相 談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化
障がい者等に対する 虐待の防止	・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
「地域共生社会」の 実現に向けた取組	・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築 の推進
障害福祉サービスの 質の確保	・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施
障害福祉人材の確保・ 定着	・ICT*2やロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化 や職場環境の整備の推進
よりきめ細かい地域 ニーズを踏まえた障 害(児)福祉計画の策 定	・データに基づいた、地域における障害福祉の状況の正確な把握・障がい児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握
障がい者による情報 の取得利用・意思疎通 の推進	・障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促 進

○ペアレントトレーニング**

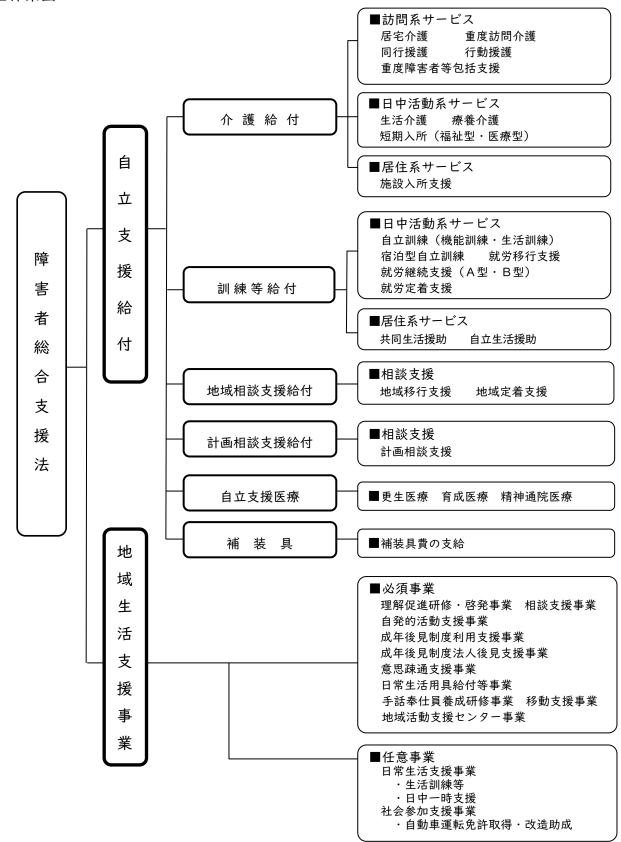
子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。

O I C T * 2

情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

2 障害福祉サービスと地域生活支援事業について

■体系図



3 成果目標 第6期実績と第7期目標

(1)施設入所者の地域生活への移行

障がい者の地域生活への移行をすすめる観点から、自立訓練サービス等を利用し、 グループホームや自宅等に移行する者の数を見込むものです。

■第6期実績

(国の基本指針)

・施設入所者の地域生活移行:令和元年度末時点で施設入所者数の 6%以上移行

・施設入所者の削減数 : 令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減

(津野町の実績)

国の指針では施設入所者数の減少を目指していますが、津野町では入所者の障害の程度や本人及び介護者の高齢化、グループホーム等地域生活を支えるサービスの不足のため、入所者数は微増していくと見込んでいました。実績としては、施設入所者は令和3~5年度に4人増、2人サービスが終了しており、令和5年度末の施設入所者は15人の見込みです。年齢別に見ると、20歳代1人、30歳代2人、40歳代2人、50歳代3人、60歳代3人、70歳代3人、80歳代1人となっています。医療機関から退院し施設入所した人や入所待機していた人、同居家族の急病により自宅生活が困難となった人などが入所に至っています。

【施設入所者と地域移行者数】 実績値

項	目	令和 元年度	令和 2年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設入所から地域生活 への移行者数	年間実績(人)	0	0	0	0	0
施設入所者数	年度末現在(人)	12	13	14	15	15

※令和5年度実績は年度末の見込みです。以降、同じ。

【施設入所者目標値と地域移行者数】 目標値と実績

項目	目標	実績	考え方
令和元年度末時点の 施設入所者数 (A)	12人		基準となる数値
令和5年度末時点の 施設入所者数 (B)	15人	15人	令和5年度末時点の施設入所者数
施設入所者数の削減見込と	-3 人	-3 人	差引減少者数(A)-(B)
削減割合	125%	125%	差引減少者数(B)/(A)
令和5年度末までの地域生活	0人	0人	施設入所からグループホーム等に移行
移行者数と割合	0%	0%	する人数

■第7期目標

(国の基本指針)

- ・施設入所者の地域生活への移行:令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末の施設入所者の 6% 以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・施設入所者数の削減:令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末時点の施設入所者数を 5%以上削減することを基本とする。

(津野町の方針)

国の基本指針に倣うと、施設入所者 | 4 人を目指すところですが、第 6 期計画同様に、障害の状態や本人及び介護者の高齢化、グループホーム等地域生活を支えるサービスの不足のため、地域移行は難しく、微増していくと考えています。

【施設入所者目標値と地域移行者数】 目標値

項目	数值	考え方
令和4年度末時点の 施設入所者数 (A)	15人	基準となる数値
令和 8 年度末時点の 施設入所者数 (B)	16人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】 施設入所者数の削減見込と	-1人	差引減少数(A)-(B)
削減割合	106%	削減割合(B)/(A)
【目標値】 令和 8 年度末までの地域生活	0人	施設入所からグループホーム等に移行する人数
移行者数と割合	0%	地政人川のラクルークホーム寺に791] する八数

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の一層の地域移行をすすめるための地域づくりを推進する観点から、 精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉、介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築するものです。

■第6期実績

(国の基本指針)

精神障がい者の精神病床からの退院後 | 年以内の地域における生活日数の平均、65歳以上の | 年以上の長期入院患者数及び65歳未満の | 年以上の長期入院患者数、退院率の数値目標を設定する。

(津野町の実績)

高幡圏域精神障害者アウトリーチ推進事業運営会議や精神保健福祉業務検討会を通じて、協議の場の設置に向けた共通認識を持つことができましたが、令和 5 年度までの設置はできていません。

【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置】 実績値

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保健、医療及び福祉関係者による	見込量	_	1	ı
協議の場の回数	実績	0	0	0
関係者の参加者数	見込量	10	10	10
	実績	0	0	0
協議の場における	見込量	_	1	1
目標設定及び評価の実施回数	実績	0	0	0

■第7期目標

(国の基本指針)

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標は、精神障がい者の精神病床から退院後 | 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とすることを基本とする。
- ・令和8年度末の精神病床における I 年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和8年度末における精神病床における早期退院率を、入院3ヶ月後時点で68.9%以上、入院後6ヶ月時点で84.5%以上、入院後1年時点で91.0%以上として設定することを基本とする。

(津野町の方針)

診断を受けた精神障がい者だけでなく、すべての住民のメンタルヘルス課題に対する取り 組みも含まれる考え方で、既存の会議の場を活用し、津野町としての協議の場の位置付けを検 討していきます。

【保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置】 目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場の回数	1	1	1
協議の場における 目標設定及び評価の実施回数	I	I	I

(3) 地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の高齢化・障害の重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活への移行や親元からの自立等にあたっての相談、ひとり暮らしやグループホームへの入居の体験の機会・場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ対応体制の確保などの機能を持った拠点施設の設置、もしくは拠点を設けず、圏域内において機能を分担する「面的な整備」等を想定しています。

■第6期実績

(国の基本指針)

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に | つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、年 | 回以上運用状況を検証及び検討をすること。

(津野町の実績)

町内に拠点を整備するための社会資源が不足しているため、高幡圏域の障害福祉担当者会などで面的整備に取り組んできました。

緊急時の短期入所の受け入れのための情報提供書を、高幡圏域で統一して作成しましたが、 活用には至っていません。

【地域生活支援拠点等の整備】 実績値

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所	見込量	_	1	1
地域工冶文扱拠点寺の改直箇別	実績	0	0	0

■第7期目標

(国の基本指針)

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

(津野町の方針)

面的な整備に向けた検討を継続し、年 I 回以上を目標に運用状況等の検証及び検討を実施します。また、強度行動障がい者への支援体制の整備については、自立支援協議会等において協議を進めます。

【地域生活支援拠点等の整備】 目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置	1	1	1
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた 検証及び検討の実施回数	回以上	回以上	回以上
強度行動障がい者への支援体制の整備	協議	協議	協議

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設を退所し、就労移行支援事業所等を通じて、企業等に就職した人や在宅で就労した人(農林漁業や家業への従事を含む)及び自ら起業した人等について見込むものです。

■第6期の実績

(国の基本指針)

- ・令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
- ・就労移行支援については、令和5年度中に令和元年度実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型及びB型については、それぞれ令和5年度中に令和元年度実績の概ね 1.26 倍以上、1.23 倍以上をめざすこととする。
- ・就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般 就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

(津野町の実績)

令和3年度から令和4年度までに一般就労へ移行した人はいません。令和5年度中に、就 労移行支援事業利用者 | 人が一般就労へ移行しています。障がい者雇用で一般就労していた 人が2人退職し、就労継続支援B型事業所を利用しながら再度一般就労を目指しています。

【一般就労への移行者数実績値と就労移行支援事業利用者数】 実績値

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から 一般就労への移行者数	年間実績 (人)	2	1	0	0	I 0.5 倍
就労移行支援から 一般就労への移行者数	年間実績 (人)	0	0	0	0	I O 倍
就労継続支援 A 型から 一般就労への移行者数	年間実績 (人)	1	0	0	0	O O 倍
就労継続支援B型から 一般就労への移行者数	年間実績 (人)	1	1	0	0	O O 倍
就労移行支援の利用者数	3月実績 (人)	-	0	_	2	3 3 倍
就労継続支援A型の 利用者数	3月実績 (人)	0	0	0	0	0 0 倍
就労継続支援B型の 利用者数	3月実績 (人)	32	35	35	36	35 I.I 倍
就労定着支援の利用者数	3月実績 (人)	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み、下段は令和元年度と令和5年度の比較(倍数)

【一般就労への移行者数実績値と就労移行支援事業利用者数】 目標値と実績

項目	目標値	実績
令和5年度中に一般就労への移行者数	-	I
令和5年度中に就労移行支援事業利用者から 一般就労へ移行した人数	0	ı
令和5年度中に就労継続支援A型利用者から 一般就労へ移行した人数	0	0
令和5年度中に就労継続支援B型利用者から 一般就労へ移行した人数	1	0
令和5年度中に就労定着支援事業利用者数		0

■第7期目標

(国の基本指針)

【就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行に関する目標】

- ・就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和 8 年度までに令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- ・そのうち、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、以下のとおりとする。
- ・就労移行支援:令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型:令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型:令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の 割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

【一般就労後の定着支援に関する目標】

- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍 以上とすることを基本とする。
- ・就労定着率*については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。
- ※就労定着率:前年度末から過去 6 間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行 先での雇用継続期間が前年度において 3 年 6 か月以上 6 年 6 か月未満に該当した者の割合

(津野町の方針)

就労継続支援B型事業所の利用を通じた一般就労への移行者を見込んでいます。令和3年度に町内企業での職場体験実習までつながったので、受け入れてくれる企業の経験値が増えるような取り組みや企業側にも障がい者雇用に関する制度等を周知して相互理解を深めていきます。

【一般就労への移行者数】 目標値

	項目	数值	考え方
	祉施設から 般就労への移行者数(A)	0人	令和3年度実績値
令和8年度中の福祉施設から 一般就労への移行者数(B)		1人	
	就労移行支援から 一般就労への移行者数	0人	令和3年度実績値 0人
	就労継続支援A型から 一般就労への移行者数	0人	令和3年度実績値 0人
	就労継続支援B型から 一般就労への移行者数	1人	令和3年度実績値 0人
にの	労移行支援事業所利用終了者 占める一般就労へ移行した者 割合が5割以上の事業所が全 の5割以上	_	町内に就労移行支援事業所がないため目標値 は設定しない

【一般就労移行後の就労定着支援利用者数】 目標値

項目	数值	考え方
就労定着支援事業の利用者数	0人	令和3年度実績値 0人 国の指針:令和3年度実績の1.41倍以上
就労定着率が7割以上の事業所 が全体の2割5分以上		町内に就労定着支援事業所がないため目標値 は設定しない

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、 障害福祉サービスの提供体制の確保だけではなく、当事者が抱える複合的な課題や ニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携 を行うことができる相談支援体制の構築をするものです。

■第6期実績

(津野町の実績)

平成 26 年 7 月に町直営の相談支援センターつのを立ち上げ、直営である強みを生かして、障害保健連絡会やケース会等を通じ保健分野と連携しながら、相談支援の中核的な役割を果たしてきました。第 6 期計画では、直営の相談支援事業所のため、基幹相談支援センターの設置は想定しておらず、主任相談支援専門員の養成、人材育成の支援に関する目標値を設定していませんでした。また介護福祉課と実施している権利擁護検討会を通じて、地域の相談支援体制の強化を進めてきました。

【相談支援体制の充実・強化】 目標値と実績

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
基幹相談支援センターの 設置数	設置予定なし					
地域の相談支援機関との 連携強化	4回/年	4回/年	4回/年	Ⅰ回/年	4回/年	4回/年

■第7期目標

(国の基本指針)

- ・令和 8 年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の効果及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

(津野町の方針)

基幹相談支援センターの設置に向け、自立支援協議会等で協議を図ります。

既存の会議において、事例検討や地域課題の協議を行っており、相談支援体制の強化に向け継続します。また、それらの会議と自立支援協議会が連携できる仕組みを構築し、自立支援協議会においても地域の課題等の共有が行えるよう取り組みます。

【相談支援体制の充実・強化】 目標値

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	有無	無	無	有
自立支援協議会等における相談 支援事業所による事例検討	実施回数	I	I	I

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

近年の障害福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築をするものです。

■第6期実績

(津野町の実績)

作業所連絡会では、高齢化する利用者の状態に合った作業内容を検討し、利用者本人の能力 に応じた支援を提供できるように連携を強化してきました。また、就労支援部会では、支援方 法の検討や研修会など支援者のスキルアップに向けた取り組みを実施しています。

【障害福祉サービスの質の向上】 実績

	項	目		令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
作業所連絡会			実施回数	20	20	20
就労支援部会			実施回数	5	4	2

■第7期目標

(国の基本指針)

令和 8 年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組 みに係る体制を構築する。

(津野町の方針)

作業所の利用者の就労意欲を高める仕組みづくりや支援者に対する研修など支援者のスキルアップを支援する取り組みについて検討します。また、障害福祉サービス等の質の向上策として、県が実施する研修会等に積極的に参加します。

【障害福祉サービスの質の向上】 目標値

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉 サービス等に係る研修その他の 研修への市町村職員の参加	参加人数	I	-	I

4 活動指標 第6期実績と第7期見込み

- ※単位のうち、「人日/月」とは延べ利用日数を表すものであり、人数×1か月あたりの日数になります。1か月あたり日数はサービスの種類、個人ごとに異なります。
- ※利用実績は、年間利用数値から月平均を算出し、年度で表示します。令和5年度 実績値については、令和5年4月~ I 0月の平均利用実績になります。

(1) 訪問系サービス

■サービス内容

項目	内 容
居宅介護	自宅で入浴や排泄、家事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、 生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行いま す。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排 せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行いま す。
同行援護	視覚障害で移動に著しく困難な障がい者等に、外出時に同行し必 要な移動支援などを行います。
行動援護	知的障害や精神障害により自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包 括的に行います。

■第6期実績

【訪問系サービス実績】

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護	見込量	8	56	9	61	9	61
石七 川設 	実績	10	46	9	44	9	44
	見込量	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護	実績	0	0	0	0	0	0
同行援護	見込量	2	60	2	60	2	60
P11	実績	2	31	2	32	2	18
行動援護	見込量	0	0	0	0	0	0
1] 划饭砖	実績	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包	見込量	0	0	0	0	0	0
括支援	実績	0	0	0	0	0	0

- 〇居宅介護と同行援護の利用があります。利用者数はほぼ見込み通りですが、支給 量は見込量を下回っています。
- ○居宅介護は、利用者のほとんどが町内 I ヶ所の事業所を利用しており、今後利用 者増が見込まれた場合はサービスの確保が課題となります。同行援護を利用して いる I 人が定期受診の終了や日中活動系のサービスを利用するようになり、利用 量が減っていると思われます。

■第7期見込量と確保の方策

【訪問系サービス見込量】

令和5年度の実績を基に見込を算出しています。

	令和 6 年度		令和7年度		令和 8 年度	
項目	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護	9	46	9	46	9	46
重度訪問介護	0	0	0	0	0	0
同行援護	2	13	2	13	2	13
行動援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 〇計画相談を通じ、利用者の意向を把握しながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの量の確保に努めます。
- ○制度やサービスの周知に努めます。

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

項目	内 容
生活介護	入浴、排せつ、食事などに介護や支援が必要な人に対して、日中サービスを提供し介護を行います。また、創作活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体的 リハビリテーションの継続や身体機能の向上のために必要な訓練を行 います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	利用者と各種就労支援の間に立ってアセスメント(調査・査定)を行い、障がいのある人の希望や能力に合う一般就労に向けた仕事探しを支援をします。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識、 及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が可能と見込まれる人に、雇用契約に基づく就労機会を提供し、一般企業等の雇用に向けた訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知 識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労にともなう生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を します。
療養介護	医療の必要な障がい者で常時介護を必要とする人に、医療機関で機 能訓練や療養上の管理、看護及び日常生活の介護などを行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で 入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■第6期実績

【日中活動系サービス実績】

_		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項	目	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	見込量	18	380	19	390	20	413
主冶기设	実績	21	381	20	369	22	413
自立訓練	見込量	0	0	0	0	0	0
(機能訓練)	実績	0	0	0	0	0	0
自立訓練	見込量	0	0	0	0	0	0
(生活訓練)	実績	0	0	1	3	0	0
就労移行支援	見込量	0	0	0	0	2	44
机力炒11又1友	実績	- 1	12	2	20	2	20
就労継続支援	見込量	0	0	0	0	0	0
(A型)	実績	0	0	0	0	0	0
就労継続支援	見込量	35	773	36	796	36	796
(B型)	実績	35	555	36	572	33	571
就労定着支援	見込量	0		0		0	
机刀足有又1次	実績	0		0		0	
療養介護	見込量	0	0	0	0	0	0
7年後7月6	実績	0	0	0	0	0	0
短期入所	見込量	6	84	6	84	6	84
ショートステイ)	実績	7	36	6	32	3	36

- ○生活介護はおおむね見込みに近い実績がありました。
- ○就労移行支援については、特別支援学校高等部在席児の就労アセスメントでの利用と、卒業後に一般就労を目指し利用している人がおり、見込みを上回っています。
- 〇就労継続支援(B型)の実人数は見込みに近い利用がありましたが、体調不良などで利用日数が支給量に足らない人などがいることもあり、日数は見込みを大きく下回っています。
- ○短期入所については、コロナ禍の影響で利用しづらい状況などから利用日数は見 込みを下回っています。

■第7期見込量と確保の方策

【日中活動系サービス見込量】

生活介護は施設入所に伴う利用者増を見込んでいます。就労継続支援(B型)については、特別支援学校卒業生の新規利用を見込んでいます。就労移行支援は、特別支援学校卒業予定者の就労アセスメントでの利用を見込んでいます。短期入所は直近の利用人数から利用を見込んでいます。

自立訓練、就労選択支援、就労継続支援(A型)、就労定着支援、療養介護については、利用の見込みがありません。

		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
項	目	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護		22	410	23	433	23	433
自立訓練(機		0	0	0	0	0	0
自立訓練(生	:活訓練)	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	<u>호</u>	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	호	4	20	0	0	-	5
就労継続支援	爰(A型)	0	0	0	0	0	0
就労継続支援	爰(B型)	35	578	36	601	37	624
就労定着支援	<u>호</u>	0		0		0	
療養介護		0		0		0	
短期入所(シ	ョートステイ)	4	43	4	43	4	43
	(福祉型)	3	37	3	37	3	37
	(医療型)	-	6	1	6	1	6

【確保の方策】

- ○在宅の新たな利用や特別支援学校卒業生などの新たなサービス利用者に対応するため、各事業所と連携するとともに、自立支援協議会等の活動と連携し、利用者のニーズに応じた適正なサービス量が確保できるよう、体制の整備に努めます。
- ○町内の就労に関わる事業所は就労継続支援(B型)事業所が I 事業所のみです。町内外の就労継続支援(B型)事業所や公共職業安定所(ハローワーク)、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等の関係機関の連携強化を図りながら、就労に向けての支援を行います。

(3) 居住系サービス

■サービス内容

項目	内 容
自立生活援助	施設を利用していた障がいのある人が一人暮らしを始めた時に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間、巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補うなど適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいにより単身での生活が困難な方等に対し、夜間や休日に 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、主に夜間において、入浴や排せつ、 食事の介護などを行います。

■第6期実績

【居住系サービス実績】

項目	1	令和3年度 令和4年度		令和5年度
項目		実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	見込量	0	0	0
日立生活援助	実績	0	0	0
共同生活援助	見込量	14	16	16
(グループホーム)	実績	16	18	17
施設入所支援	見込量	13	14	15
	実績	14	15	15

- 〇共同生活援助は、在宅での独居生活が困難になり利用開始した人や精神科医療機 関の退院後に利用開始している人がおり、利用者が増加傾向にあります。
- ○施設入所支援についても入所者が増加傾向にあります。医療機関から退院し施設 入所した人や入所待機していた人が入所に至ったり、介護者の急病で自宅生活が 困難になり入所した人がいます。国の指針では地域移行を目指していますが、障 害の状態や地域移行を確保できる地域の事業所がなく、地域移行が難しい状態で す。

■第7期見込量と確保の方策

【居住系サービス見込量】

令和 5 年度実績を基に見込みを算出しています。自立生活援助については、利用 見込みがありません。

共同生活援助は令和 5 年度の利用者の継続に加え、特別支援学校卒業後の新規利用者を見込んでいます。施設入所支援は、現在入所申請中の人はいませんが、障害児入所支援の利用者がおり、施設入所への移行が見込まれます。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	17	18	21
施設入所支援	15	16	16

【確保の方策】

- 〇共同生活援助の施設整備を望む声もあり、地域生活移行の場とも考えられること から、継続して検討するとともに、近隣市町の協力を得ながら、引き続きサービス の確保に努めます。
- ○本人の希望や障害支援区分に応じたサービスが受けられるよう、また親の高齢化 や親亡き後の課題等、個々のケースに応じた障がい者の居住の場の確保に努めま す。

(4)相談支援

■サービス内容

項目	内容
計画相談支援	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業所等との連絡調整等を行うほか、障害福祉サービスの支給決定について、利用する全ての人にサービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	施設入所者や精神科病院入院患者が対処・退院して、地域生活 に移行しようとする際、住居の確保、地域生活の準備や障害福祉 サービス事業所等への同行等の相談支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間を含む 緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

■第6期実績 【相談支援実績】

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人		実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
計画相談支援	見込量	18	20	19
可画作改义该	実績	19	21	21
地域移行支援	見込量	0	0	0
为是大线不多11 文 1友	実績	0	0	0
地域定着支援	見込量	0	0	0
地域化有义扬	実績	0	0	0

〇令和5年4月から10月末までで、実人数67人が計画相談支援を利用しています。 そのうち町直営の相談支援センターつのの実利用者数は44人になっています。

■第7期見込量と確保の方策

【相談支援見込量】

地域移行支援、地域定着支援については、利用見込みがありません。

令和 5 年度の利用者の継続と特別支援学校卒業生等の新たな利用者を見込んでいます。

佰 日	令和6年度	令和7年度	令和8年度
項 目 -	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
計画相談支援	26	26	26
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

【確保の方策】

- ○必要な障害福祉サービスの利用が滞ることがないよう、相談支援事業所の確保に 努めます。
- ○相談支援の質の向上を図るため、今後も人材育成に努めます。
- ○障がいがある人が、障害特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計 画的に受けることができる支援体制づくりに努めます。

5 地域生活支援事業の第6期実績と第7期見込み

(I)理解促進研修·啓発事業

■事業内容

地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベント の開催、啓発活動などを行い、共生社会の実現を図ります。

■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

○津野町健康ふくし週間で、バリアフリーをテーマとしたパネル展示や障がいのある人の作品展示を実施しました。また、防犯や災害時の対応、相談先の紹介に関する掲示を実施し、地域住民の障害に対する理解を深めることに繋げることができました。令和 5 年には、津野町立図書館において、LL ブック*'や障がいのある人の作品展示を実施し、地域住民が障害について関心を持つ機会となりました。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

- ○「障害者週間」など地域住民が障害について関心を持ちやすい時期に、パネル展示 や広報への掲載等に取り組みます。
- ○健康ふくし週間や町の広報誌への記事掲載等を通じて、障害の理解に向けた啓発を 図ります。

OLL ブック*⁺

(2) 自発的活動支援事業

■事業内容

障がい者やその家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動(ピアサポート、 災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

- ○自主的な活動をしている組織がなく、具体的な取り組みには至っていません。
- ○個別避難支援計画を活用した避難訓練について関係者に提案しましたが、具体的な協議に至らず活動に繋がっていません。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

- ○関係部局と連携した取り組みを推進します。
- 〇住民を交えての個別避難支援計画の更新・作成を継続し、住民主体の避難訓練等が 実施できるように働きかけていきます。

(3)相談支援事業

■事業内容

①基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員(社会福祉士、保健師、 精神保健福祉士等)を配置するものです。

②住宅入居等支援事業

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるように調整を行います。

■第6期実績

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無

- ○健康福祉課内に設置した、相談支援センターと保健師が連携して相談支援に取り組んでいます。
- ○基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業については、実施して いません。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無

- 〇相談支援センターつのと連携し、障がいのある人の立場に立った相談支援に努めます。
- ○地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に向け検 討していきますが、機能強化事業の利用は予定していません。
- ○住居入居等支援事業については必要に応じて検討していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

■事業内容

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると 認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障 がいのある人の権利擁護を図ります。

■第6期実績

	項	目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業		実利用者数(人)	0	0	0

- ○令和元年度に介護福祉課とともに、津野町成年後見制度町長審判請求手続き等に関する要綱を制定し、令和 2 年 4 月 | 日より施行していますが、事業実績はありません。
- 〇令和4年4月 I 日より介護福祉課に中核機関が設置され、関係者で対象者の把握や 事例共有を行っています。

Į	頁 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業		実利用者数(人)	0	0	0

- ○権利擁護の相談窓口である中核機関と連携し、対象者・住民・関係者への適切な情報提供に努め、成年後見制度の利用促進を図ります。
- ○成年後見制度の利用が必要な対象者が、利用ができるよう予算措置を行います。
- ○行政職員の成年後見制度に関する理解を深めるとともに、介護福祉課と連携しなが ら、申立て費用の助成や後見人等の報酬を助成する制度の実施に向けて検討を進め ます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■事業内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

■第6期実績

項	目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実利用者数(人)	0	0	0

○事業実績はありません。

■第7期見込量と確保の方策

項	目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実利用者数(人)	0	0	0

○権利擁護の相談窓口である中核機関と連携し、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見を進めるにあたり、必要に応じてこの事業の活用を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

■事業内容

日常生活を営む上で意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人との意思疎通を支援します。

- ①手話通訳者派遣事業
- ②要約筆記者派遣事業

■第6期実績

項目			令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実人数	見込量	1	1	1
手話通訳者派遣	(人/年)	実績	0	0	0
事業	利用件数(件/年)	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0
要約筆記者派遣事業	実人数 (人/年)	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0
	利用件数	見込量	1	1	1
	(件/年)	実績	0	0	0

○事業実績はありません。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	実人数(人/年)		1	1
事業	利用件数(件/年)	-	1	1
要約筆記者派遣	実人数(人/年)		1	1
事業	利用件数(件/年)	-	1	1

- ○利用を必要としている人が潜在していると考え、見込量を設定しています。
- 〇手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業は、一括して高知県に委託し事業を実施します。利用に関する情報提供に努めるとともに、町内イベント等での意思疎通 支援の必要性や事業の活用を検討します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

■事業内容

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

■第6期実績

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 終了者数 (登録者数)	0	0	0

○事業実績はありません。

■第7期見込量と確保の方策

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
手話奉仕員養成研修事業	養成講習 終了者数 (登録者数)	0	0	0

○近隣市町と連携して研修の実施が出来ないか検討します。

(8) 日常生活用具給付等事業

■事業内容

日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を支給します。

項目	内 容
①介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がい者の身体介護を支援する用 具や障がい児が訓練に用いる椅子などを給付します。
②自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がい者の 入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付しま す。
③在宅療養等支援用具	電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障がい者の在宅療養等を 支援するための用具を給付します。
④情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がい者の情報収集、情報伝達や意思 疎通等を支援するための用具を給付します。
⑤排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障がい者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	障がい者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模 な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

■第6期実績

		4 4 5	h	h 4 = 1= 1=
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
項目		給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	見込量	1	1	1
川	実績	0	1	0
自立生活支援用具	見込量		1	1
日立工冶文版用共	実績	_	1	1
在宅療養等支援用具	見込量		1	1
在七烷 使寸 义 扱 用 共	実績	0	3	0
情報・意思疎通支援用具	見込量	2	2	2
捐報 总心脉通义拨用兵	実績	0	1	1
排泄管理支援用具	見込量	20	20	20
排心官垤义拨用兵	実績	30	38	25
居宅生活動作補助用具	見込量	1	- 1	1
(住宅改修等)	実績	0	0	0
合 計	見込量	26	26	26
	実績	32	44	27

○項目によっては、実績がないものもありますが、概ね見込量に近い利用がありました。排泄管理支援用具については、利用者増により見込量を上回っています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
項目	給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	0	0	0
排泄管理支援用具	20	20	20
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	I	I	1
合 計	26	26	26

[○]福祉用具等に関する情報の収集や周知を図るとともに、個々のニーズや障害特性に 即した適正な給付に努めます。

(9)移動支援事業

■事業内容

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■第6期実績

	項	目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数	見込量	2	2	2
移動支援事業		(人/年)	実績	2	I	1
	延利用時間	見込量	100	100	100	
	(時間/年)	実績	49	25	22	

○令和5年度は | 人に支給決定しています。

■第7期見込量と確保の方策

項	3	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1
	延利用時間 (時間/年)	30	30	30

○今後も相談支援を通じて、本人に合った日中活動を提案していくとともに、事業の 充実と見込量の確保を図ります。また、ニーズの把握に努めるとともに、事業に関 する情報提供に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

■事業内容

障がいのある人の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、 社会との交流の促進を図ります。

■第6期実績

	項	目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実施箇所数	見込量	1	1	1	
		(箇所)	実績	1	1	I
	実利用者数	見込量	20	20	20	
	(人/年)	実績	17	15	15	

○津野町社会福祉協議会に事業委託しています。「わきあいあい広場」を月 | 回、「わきあいあい広場ミニ」を月 2~4 回実施し、集いや憩いの場、社会体験の場となっています。コロナ禍の影響もあり利用人数は見込みを下回っていますが、継続して利用がありました。

項	目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援	実施箇所数 (箇所)	_	1	1
センター	実利用者数 (人/年)	15	15	15

- ○在宅で生活している障がいのある人の地域における交流の場、憩いの場として、情報提供をするとともに、利用者のニーズに沿った内容の検討など、事業内容が充実するよう委託事業者と連携し、日常生活支援等の体制強化を目指します。また、利用者の定期訪問や相談対応により、福祉サービスを利用していない障がいのある人への生活支援に取り組みます。
- ○地域活動支援センターが適切な運営が行えるよう、事業評価を行い、適切な予算措置を行います。

(11) 地域活動支援センター機能強化事業

■事業内容

基礎的事業に加え、手厚い人員配置や機能訓練等のサービスを実施します。

■第6期実績

本事業の実績はありません。

■第7期見込量と確保の方策

本事業については、今後必要に応じて対応していくこととします。

(12)任意事業

■事業内容

必須事業のほかに、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことが できるよう、津野町では3つの任意事業を実施しています。

①日常生活支援事業	・生活訓練等 障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うこと により生活の質の向上を図ることを目的とします。 ・日中一時支援 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、 障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応す るための日常的な訓練やその他認めた支援等を行います。
②社会参加支援事業	・自動車運転免許取得・改造助成事業 障がい者の自動車運転免許の取得及び身体障がい者の自動車の 改造に要する費用の一部を助成します。

■第6期実績

①日常生活支援事業

	項	目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活訓練等		実施箇所	見込量		1	1
生活訓練寺 (箇所)		(箇所)	実績	1	1	1
日中一時支援		実人数	見込量	2	2	2
(人/年)		(人/年)	実績	6	5	2

②社会参加支援事業

項	目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・	実人数	見込量	-		1
改造助成	(回・件/年)	実績	0	1	0

- ○生活訓練等について、津野町社会福祉協議会に事業委託している地域活動支援センターにて、平成 27 年から実施しています。わきあいあい広場の中で調理実習や買い物の支援を通じ、生活技術の支援をしています。
- 〇日中一時支援について、児童・生徒の放課後・長期休暇の利用があります。
- ○令和4年度に、自動車改造助成を | 件支給決定しました。

■第7期見込量と確保の方策

①日常生活支援事業

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活訓練等	実施箇所(箇所)	1	1	1
日中一時支援	実人数(人/年)	4	3	3

②社会参加支援事業

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自動車運転免許取得・ 改造助成	実人数 (回・件/年)	_	1	1

- ○ニーズの把握やサービス内容に関する情報提供に努めます。
- ○事業の周知に努めるとともに、継続して事業が実施できるよう予算措置を行います。

第5章 第3期津野町障害児福祉計画

Ⅰ 基本的な考え方

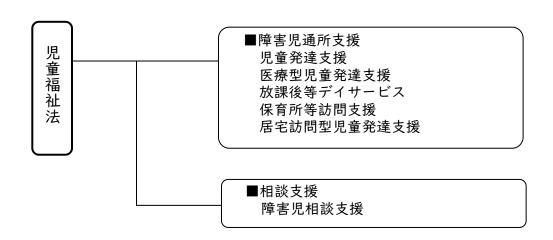
障害の有無に関わらず、人は皆、社会を構成する一員としてお互いに支え合う存在であるという考えのもと、障がいのある子どもを笑顔で社会に送り出すために、個々の状態に応じて、学校や各種の障害児福祉サービスを選択できるようにすることが求められます。そのため、県と連携し、障害児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とします。

【障害児福祉サービスの提供の確保に関する基本的な考え方】

- ○児童発達支援センターの設置
- ○難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保(都道府県)
- ○児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどの体制構築
- ○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事 業所の確保
- ○医療的ケア児支援のための協議の場を設置するとともに医療的ケア児に関する コーディネーターの配置

2 障害児福祉サービスについて

■体系図



3 成果目標 第2期実績と第3期目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保 育所等訪問支援の充実に向けて、体制の整備を行うものです。

■第2期実績

(国の基本指針)

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも各 | か所以上設置すること。(圏域での設置でも差し支えない。)

- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- ・令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイ サービス事業所を、各市町村に少なくとも I か所以上確保する。
- ・令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

(津野町の実績)

町内の小学校に在籍する医療的ケア児について、学校や教育委員会、相談支援専門員が定期的に情報共有ができており、協議の場と位置付けています。令和 5 年度にコーディネーター養成研修を相談支援専門員と保健師が受講し、そのうちの I 人がコーディネーターとして、配置となっています。

児童発達支援センターの設置については、高幡圏域での設置に向けて令和元年 12 月から圏域市町との協議を続けていましたが、圏域での設置は難しく、令和 3 年 8 月に協議は終了しています。

保育所等訪問支援を実施している児童発達支援事業所が近隣にはなく、利用している児童 発達支援事業所とは別の事業所と連携することで保育所等訪問支援の利用を確保することが できています。

重症心身障がい児を支援する事業所は圏域では確保できていません。

【障がい児支援の提供体制】 目標値と実績

項目	目標	実績	考え方
児童発達支援センター (実施箇所)	1	0	令和5年度末時点の実施箇所
保育所等訪問支援の体制 (実施箇所)	_	1	令和5年度末時点の実施箇所
重症心身障害児を対象とした児 童発達支援事業所の設置数	_	0	令和5年度末時点の設置数
重症心身障害児を対象とした放 課後等デイサービス事業所の設 置数	I	0	令和5年度末時点の設置数
医療的ケア児支援のための 協議の場		1	令和5年度末時点の協議の場
医療的ケア児支援のための コーディネーター配置人数	1	I	令和5年度末時点の配置人数

※令和5年度実績は年度末の見込みです。

■第3期目標

(国の基本指針)

【障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築】

・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 8 年 度末までに、児童発達支援センターを少なくとも | か所以上設置することを基本とする。

【障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進】

・障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

【重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保】

・令和 8 年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を各市町村に少なくとも I か所以上確保することを基本とする(圏域での確保も可)。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】

・各都道府県、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携 を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコー ディネーターを配置することを基本とする。

(津野町の方針)

児童発達支援センター、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、引き続き設置に向けた検討を行い、障がい児や発達が気になる子どもの支援体制について、障害福祉と母子保健担当者とで協議し、地域課題の整理やニーズを把握していきます。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、学校や教育委員会、相談支援事業所が定期的に情報共有を行っており、引き続き協議の場として位置づけます。医療的コーディネーターは、令和5年度の | 人配置を継続します。

【障がい児支援の提供体制】 目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センター(実施箇所)	1	1	I
保育所等訪問支援の体制 (実施箇所)	1	1	1
重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業 所の設置数	1	1	
重症心身障害児を対象とした放課後等デイサー ビス事業所の設置数	1	1	
医療的ケア児支援のための協議の場	1	1	I
医療的ケア児支援のための コーディネーター配置人数	I	I	ı

4 活動指標 第2期実績と第3期見込み

- ※単位のうち、「人日/月」とは延べ利用日数を表すものであり、人数×1か月あたりの日数になります。1か月あたり日数はサービスの種類、個人ごとに異なります。
- ※利用実績は、年間利用数値から月平均を算出し、年度で表示します。令和5年度 実績値については、令和5年4月~ I 0月の平均利用実績になります。

(1) 障害児通所支援

■サービス内容

児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・ 技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・ 技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向 上のための訓練や居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設の スタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障がいのある児 童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

■第2期実績

【障害児通所支援実績】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
項目	3	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)
児童発達支援	見込量	3	20	3	20	I	5
, 尤里光廷又扬 	実績	4	16	3	18	2	8
医療型	見込量	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	実績	1	-	1	3	0	0
放課後等	見込量	2	46	2	46	2	46
デイサービス	実績	6	62	6	57	6	46
保育所等	見込量	0	0	0	0	0	0
訪問支援	実績	0	0	0	0	1	1
居宅訪問型	見込量	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	実績	0	0	0	0	0	0

- ○医療型児童発達支援は令和3年度から令和4年度までに | 人の利用がありました。 須崎市に新たに放課後等デイサービス事業所が開設され、新規利用者が令和3年度 に | 人、令和4年度に | 人、令和5年度に2人います。
- ○保育所等訪問支援は、提供する事業所が少なく、利用実績がない年もあります。
- ○居宅訪問型児童発達支援は、利用実績がありません。

■第3期見込量と確保の方策

【障害児通所支援見込量】

現在の利用人数から、ニーズ等を勘案しています。

	令和6年度		令和'	7年度	令和8年度		
項目	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (人日/月)	
児童発達支援	4	23	2	13	0	0	
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	
放課後等デイサービス	7	51	7	49	8	54	
保育所等訪問支援	2	I	I	1	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	

【確保の方策】

〇母子保健や認定こども園と情報共有しニーズの把握とともに、相談支援との連携 により、スムーズなサービスの利用を支援していきます。

(2) 障害児相談支援

■サービス内容

	障害児福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する障がいのあ
障害児相談支援	る児童の支給決定に際し、障害児支援利用計画を作成し、サービス事
	業者との連絡調整等を行います。

■第2期実績

【相談支援実績】

項	目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	実人数 (人/月)	見込量	1		1
		実績	5	3	4

〇令和 5 年 10 月末時点で、実人数 9 人が障害児相談支援を利用しています。母子保健、認定こども園など関係機関と情報共有、連携しサービスを提供しました。

■第3期見込量と確保の方策

【相談支援見込量】

現在の利用人数からニーズ等を勘案しています。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	実人数(人/月)	3	3	3

【確保の方策】

○今後も相談支援を中心に、関係機関と情報共有、連携しながら支援体制の充実 を図っていきます。

第6章 計画の推進

Ⅰ 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること(PDCAサイクル)とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に I 回は、成果目標等に関する実績を把握します。また、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めたときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、津野町自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。

■PDCAサイクルのプロセスイメージ図

PLAN(計画)

- ■津野町自立支援協議会における審議を踏まえた計画 の策定
- ■成果目標及び活動指標、障害福祉サービスの見込 量の設定



ACTION (改善)

■中間評価等の結果を踏まえ、必要に応じて計画変更又は事業の見直し

DO(実行)

■関係機関との連携・協働による事 業の実施



CHECK (評価)

- ■成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に 1回その実績を把握し、施策の動向も踏まえながら、 中間評価として分析・評価
- ■津野町自立支援協議会の意見聴取、結果を公表

2 計画の推進体制

計画の推進については、津野町自立支援協議会が中核的存在となります。協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者が連携して実施します。

(1)計画の周知

本計画については、町の広報誌、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がいのある人やその家族、地域住民、障がい者支援にかかわる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

また、国や県の障がい者施策の動向を把握し必要な情報提供に努めます。

(2) 保健・医療・福祉・教育分野における連携

障がいのある人の地域生活を支えるため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化し、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供が必要となります。

(3) 地域との連携

障がいのある人に対する各種施策を推進していくためには、地域住民を始め、社会福祉協議会、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、事業者、関係機関等との連携し、協働体制づくりを進めていきます。

(4) 国・県との連携

障害福祉サービスは、ひとつの自治体だけで対応できない施策もあります。国及び 県の事業・施策及び各種施設の活用を進め、県の関係機関との連携を図りながら本計 画を推進していきます。

参考資料

津野町障害者福祉計画等策定員会設置要綱

(設置)

第 | 条 障害者基本法 (昭和 4 5 年法律第 8 4 号) 第 | | 条第 3 項の規定に基づく障害者 計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 | 7 年 法律第 | 2 3 号) 第 8 8 条第 | 項の規定に基づく津野町障害福祉計画及び児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 | 6 4 号) 第 3 3 条の 2 0 第 | 項の規定に基づく津野町障害児福 祉計画 (以下「計画」という。) の見直し及び策定を行うため、津野町障害者福祉計画 等策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 計画の見直し及び策定に関すること。
- (2) その他、障害福祉に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、津野町自立支援協議会設置要綱第3条に規定する委員をもって充て るものとする。
- 2 委員は、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱をした日から計画策定が完了するまでの期間とする。 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長 | 名及び副委員長 | 名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、津野町自立支援協議会設置要綱第5条に規定する会長及び 副会長をもって充てるものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意 見又は説明を聴き、場合によっては、資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

- 第7条 計画策定に関し、必要に応じて委員会に作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会の構成員は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、作業部会に関係機関の出席を求め、その意 見又は説明を聴き、場合によっては、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- □ この要綱は、平成 | 8年 | 2月2 | 日から施行する。
- I この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- I この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- I この要綱は、令和2年9月29日から施行する。

2 津野町障害者福祉計画等策定委員及び事務局名簿

	所属 役職名		氏名	備考
ı	津野町商工会	事務局長	伊藤久文	
2	津野町社会福祉協議会	会 長	高橋 保章	委員長
	津野町民生児童委員協議会	会 長	问何水平	女貝区
3	津野町民生児童委員協議会	副会長	橋田卓実	
4	津野町障がい(児)者連合会	副会長	堀 部 三 良	
5	津野町障がい者相談員	相談員	市川宣敬	副委員長
6	社会福祉法人 須崎市福祉事業協会	施設長	岡田要助	
7	就労継続支援B型事業所 どんぐり農園グリューネ	管理者	高橋 栄樹	
8	高陵特別養護老人ホーム葉山荘	施設長	溝渕敏彦	
9	高知県須崎福祉保健所	所 長	谷 本 和 広	
10	津野町教育委員会	教育長	久寿久美子	

事務局名簿

	所属	役職名 職名等	氏名	備考
I		課長	片岡毅司	
2		課長補佐	伊藤雅代	
3	車 效 尺 (健康行礼部)	社会福祉士	平 井 乃梨子	
4	事務局(健康福祉課)	保健師	岡村晃子	
5		事 務	高 橋 真梨菜	
6		事 務	河 上 桐 也	

3 計画策定の経過

実施時期		内容
令和5年7月26日	第1回	津野町自立支援協議会・
4.40.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.		津野町障害者福祉計画等策定委員会
令和5年11月7日	第2回	津野町自立支援協議会・
		津野町障害者福祉計画等策定委員会
令和6年2月28日	第3回	津野町自立支援協議会・
4.40.47.70.0		津野町障害者福祉計画等策定委員会
令和6年3月1日~	パブロッ	ノクコメント
3月15日	/ 	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

4 「第7期高知県障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」 圏域ごとのサービス基盤整備計画 高幡圏域(抜粋)

(令和6年3月15日時点)

高幡圏域

須 崎 市 四万十町 梼 原 町 津 野 町 中土佐町



	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	47,994		21,675	45.2%
身体障害者手帳交付者数	3,339	6.96%	2,758	82.6%
療育手帳交付者数	510	1.06%	101	19.8%
精神障害者 保健福祉手帳交付者数	405	0.84%	126	31.1%

(参考) 自立支援医療(精神通院) 受給者証交付件数 843 人

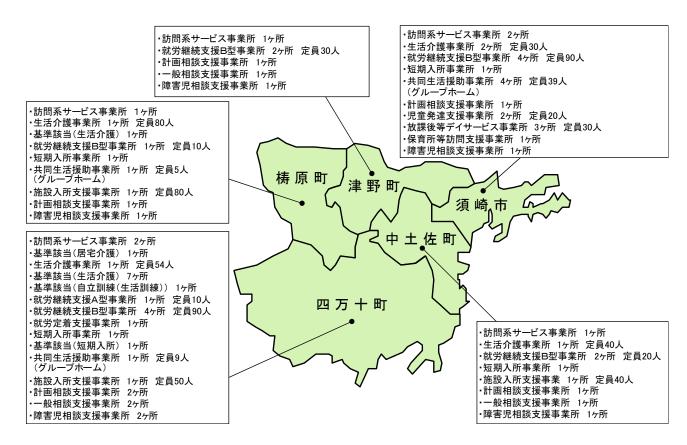
● 圏域内の障害のある人の状況(R5.3.3 Ⅰ 現在)※ 人口は、R5.3.1 現在(高知県人口推計調査より)

I 現状等

(1) 圏域の現状と課題

- 圏域は、他の圏域と比べて障害福祉に関わる事業所がまだ少ない状況です。地域によっては、サービスを確保するために、他の市町や他の圏域の事業所も利用している状況です。また、移動手段も限られるため、身近なところでサービスが受けられるよう、新たな事業所の整備が必要ですが、人材の確保が困難等の理由により、新たな事業所の立ち上げが難しく、前回計画策定時から整備はあまり進んでいません。
- 指定相談支援については、すべての市町に開設されていますが、事業所数や相談 支援専門員の数は、相談支援を希望する方と比べるとまだ十分とはいえない状況で す。また、一般相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援)のない市町もあり ます。
- 就労移行支援事業者が圏域になく、受け入れ企業も少ない状況です。今後も圏域で就労を希望する人への支援として、他の圏域の事業者や障害者就業・生活支援センターと連携した就労支援体制の整備が求められています。

- グループホームについては、他の圏域に比べると整備が進んでいません。入所施設や病院から在宅生活等での生活を希望する人が円滑に移行するためには、グループホームや在宅支援の整備は欠かせないため、事業者をはじめ関係機関と連携を図りながら、必要数を確保していく必要があります。
- 当圏域の障害児支援については、 I 市において、令和3年度に放課後等デイサービスが2か所から3か所に増え、保育所等訪問支援事業所が I か所立ち上がりました。しかし、他4町にはサービス提供事業所がなく、他の圏域の事業所も利用している状況です。移動距離もあるため、身近なところでの事業所整備等を進めていく必要があります。一部市町では、放課後等デイサービス等の障害サービス事業所以外でも障害児の受入れができないかを検討していますが、人材確保及び人材育成が難しいといった課題があり、今後も検討が必要です。
- 障害児相談支援については、障害児の指定相談支援事業所が令和4年度からすべての市町に整備済みとなりましたが、就学前と就学後のターニングポイントでの情報提供・共有等が難しいという市町が多く、今後も情報共有、連携支援のための体制整備が必要です。
- (2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況【 令和5年7月31日現在】



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項目	目 標 値	備考
在宅生活等への移行者数	1人	第6期計画の目標値:2人 令和5年7月末時点の実績:4人
令和8年度末入所者数	148人	第6期計画の目標値:162人 令和4年度末時点の実績:155人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目 標 値	備考
令和8年度における福祉施設から一 般就労へ移行する人の数	9人	第6期計画の目標値:II人 令和4年度の実績:3人
令和8年度における就労移行支援事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	2人	令和4年度の実績:0人
令和8年度における就労継続支援A型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	3人	令和4年度の実績:0人
令和8年度における就労継続支援B型事業を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人の数	4人	令和4年度の実績:3人
令和8年度における就労移行支援事業等を利用して福祉施設から一般就労へ移行する人で就労定着支援事業を利用する人の数	1人	

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービュ任団		利用実績			利用見込	
サービス種別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	(4年3月)	(5年3月)	(5年7月)	見込量	見込量	見込量
	633	729	670	779	785	793
居宅介護	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月
	47 人	54 人	57 人	72 人	77 人	81人
	_	_	_	_	_	_
重度訪問介護	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月
	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
	_	2	14	9	9	9
行 動 援 護	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月
	- 人	1人	1人	1人	1人	1人
	73	55	49	125	126	126
同行援護	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月	時間/月
	9人	7人	7人	7人	7人	7人

② 日中活動系サービス

		利用実績			利用見込	
サービス種別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	(4年3月)	(5年3月)	(5年7月)	見込量	見込量	見込量
	4,218	4,261	3,998	3,849	3,791	3,816
生活介護	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月
	215人	215人	211人	218人	216人	219人
4 4 Au //±	23	22	44	45	23	23
自立訓練	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月
(機能訓練)	1人	1人	2人	2人	1人	1人
4 4 Au //±	22	_	18	_	_	_
自立訓練	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月
(生活訓練)	2人	- 人	1人	- 人	- 人	- 人
		利用実績			利用見込	
サービス種別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	(4年3月)	(5年3月)	(5年7月)	見込量	見込量	見込量
就労選択支援	- 人	- 人	- 人	- 人	3人	4人
	76	93	67	90	108	113
就労移行支援	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月
	4人	5人	7人	18人	6人	7人
计光纵结士塔	303	292	205	232	223	218
就労継続支援	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月
(A 型)	14 人	13人	日人	日人	日人	10人
44 24 04 04 十 4至	4,727	4,843	4,439	4,711	4,821	4,931
就労継続支援	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月
(B 型)	262 人	266 人	264 人	271人	274 人	277 人
就労定着支援	2人	2人	2人	2人	2人	2人
療養介護	17人	17人	15人	16人	16人	15人
短期入所	101	108	106	97	92	83
	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月
【福祉型】	16人	9人	13人	日人	10人	9人
た 田 、 元	12	18	13	31	31	31
短期入所	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月
【医療型】	2人	1人	3人	4人	4人	4人
	<u> </u>	<u>₩</u> 11 ⊞	 	- + 199 14 24		

③ 居住系サービス

	利用実績			利用見込		
サービス種別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	(4年3月)	(5年3月)	(5年7月)	見込量	見込量	見込量
自立生活援助	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
共同生活援助 (グループホー ム)	109人	109人	108人	107人	107人	109人
施設入所支援	156人	155人	154人	154人	152人	148人

[※] 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

	利用実績			利用見込		
サービス種別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	(4年3月)	(5年3月)	(5年7月)	見込量	見込量	見込量
計画相談支援	144 人/月	146 人/月	126 人/月	170 人/月	182 人/月	199 人/月
地域移行支援	一 人/月	一 人/月	一 人/月	Ⅰ 人/月	Ⅰ人/月	Ⅰ人/月
地域定着支援	一 人/月	一 人/月	一 人/月	Ⅰ 人/月	Ⅰ人/月	Ⅰ 人/月

⑤ 障害児通所支援等

		利用実績			利用見込	
サービス種別	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	(4年3月)	(5年3月)	(5年7月)	見込量	見込量	見込量
	91	86	111			
児童発達支援	人日/月	人日/月	人日/月	198	166	136
	15人	24 人	35 人	人日/月	人日/月	人日/月
医療型	3人日/月	3人日/月	Ⅰ 人日/月			
児童発達支援				59 人	58 人	55 人
	3人	1人	Ⅰ 人			
	537	596	467	659	715	778
放課後等	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月
デイサービス	51人	67 人	65 人	85 人	90人	98人
旧 去 記 笠	6	9	11	25	27	27
保育所等	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月
訪問支援	6人	9人	日人	25 人	27 人	27 人
居宅訪問型	_	_	_	_	_	_
	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月	人日/月
児童発達支援 	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
障害児相談支援	22 人	33人	42 人	52 人	54 人	56 人

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
生活介護		圈或内事業所利用見込者数	207 人	205 人	208 人
	204 人	定員を超える利用見込数	3人	-	1人
		整 備 が 必 要 と 見込まれる事業所数	ヶ所	_	_
		圈域内事業所利用見込者数		1	_
自立訓練	_	定員を超える利用見込数	(2人)	(1人)	(1人)
(機能訓練)		整 備 が 必 要 と 見込まれる事業所数	(1ヶ所)	_	_
		圈域内事業所利用見込者数		_	_
自立訓練	-	定員を超える利用見込数	_	_	_
(生活訓練)		整 備 が 必 要 と 見込まれる事業所数	_	_	_
		圈域内事業所利用見込者数	-	1人	-
就労移行支援	_	定員を超える利用見込数	(9人)	(6人)	(7人)
		整 備 が 必 要 と 見込まれる事業所数	ヶ所	_	_
		圈域内事業所利用見込者数	2人	2人	2人
就労継続支援	10人	定員を超える利用見込数	_	_	_
(A 型)		整 備 が 必 要 と 見込まれる事業所数	l	_	_
		圈域内事業所利用見込者数	225 人	228 人	231人
就労継続支援	240 人	定員を超える利用見込数	-	_	-
(B型)	240 八	整 備 が 必 要 と 見込まれる事業所数	_	_	_

^{※「}定員を超える利用見込数」の()は、圏域内市町村のサービス利用見込者数

サービス 種 別	圏域内事業所数 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
短期入所	4ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	12人	12人	日人
		定員を超える利用見込数	(12人)	(12人)	(日人)

^{※「}定員を超える利用見込数」の()は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
共同生活援助	53 人	圏域内事業所利用見込者数	39人	40 人	40 人
		定員を超える利用見込数	-	1	_
ホーム)		整備が必要と	_	_	_
		見込まれる事業所数			

(3) 障害児通所支援等

サービス 種 別	圏域内定員 (5年7月末現在)	項目	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	20 人	圏域内事業所 利用見込者数(A)	40 人	38 人	33人
		I 日あたりの利用見込者数 (月6回利用) A×6/22 日	口人	10人	9人
		定員を超える利用見込数	1	1	-
		整 備 が 必 要 と 見込まれる事業所数	ヶ所	-	_
放 課 後 等 デイサービス	30人	圏域内事業所利用見込者数(A)	95 人	96 人	101人
		日あたりの利用見込者数 (週3回利用) A×3/5日	57 人	58 人	61人
		定員を超える利用見込数	27 人	一人	3人
		整 備 が 必 要 と 見込まれる事業所数	3ヶ所	_	_

3 今後の取り組み

(1) サービス提供体制の充実

○ 在宅で生活する障害のある人の日常生活を支えるため、関係事業者と連携を図るとともに、介護保険施設・事業所の基準該当事業所としての利用や他分野等と連携、あったかふれあいセンターの利用を推進します。また、地域独自の移動手段と合わせて身近な事業所が利用できる在宅サービスの充実やサービス体制の整備を支援します。

(2) 住まいの場の確保

○ グループホームについては、今後も利用見込みが増加していくことから、事業者 をはじめ関係機関と連携しながら、必要数の確保に向けて取り組んでいきます。

(3) 地域における支援体制の充実

- 各市町の地域自立支援協議会の運営について活性化に向けた支援を行います。また、必要に応じて地域自立支援協議会に専門部会の設置を促したり、広域検討の協議の場を確保するように取り組みます。
- 圏域の精神保健福祉に関する取組を一体的に連動して実施し、精神障害にも対応 した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいきます。また、市町におけ る精神保健福祉に関する取組についても精神保健福祉センター等と協力して支援し ていきます。
- 指定相談支援事業所については、人員確保や人材育成の課題について協議・検討 を行い、また、一般相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援)についても体 制整備を支援していきます。
- 地域生活支援拠点等の体制整備については、各市町が利用者のニーズや利用量等 を把握して、事業所、医療機関等と連携を図りながら、サービスの提供体制や在宅 支援の方法を含め、整備が進むよう支援を行います。
- 就労支援については、市町や関係機関と連携して、情報共有を行いながら、障害 のある人が就労しやすい環境整備のための支援を行っていきます。また、企業等に 対し、障害者雇用の理解促進に取り組むとともに、各種助成制度の活用を紹介し て、一般就労や職場定着を促していきます。
- 医療的ケア児の支援については、各市町が協議の場を設置し、事業所や医療機関などと連携を図るとともに、安心して在宅生活が送れるような体制の整備を支援していきます。

- 障害のある人が、居住地の市町の資源不足等により、他の市町や他圏域の事業所 を利用する場合のサービスや移動手段の確保について、各市町と協議をしていきま す。
- 障害児支援について、就学前と就学後のターニングポイントでの情報提供、共有等ができるよう、市町や関係機関の連携体制の構築を支援していきます。特に放課後や長期休暇の障害児の受入先確保について、実施主体である市町や関係機関と連携しながら協議を行っていきます。

令和6年3月

発行:津野町

編集:津野町健康福祉課

〒785-0202 高知県高岡郡津野町姫野々431-1

TEL: 0889-55-2151 FAX: 0889-55-2119